

第九十一回 参議院科学技術振興対策特別委員会会議録第五号

昭和五十五年四月二十三日(水曜日)

午後一時八分開会

委員の異動

四月十九日

辞任

高平

公友君

成相

善十君

北

修二君

山本

富雄君

中村

啓一君

増岡

康治君

四月二十三日

辞任

永野

嚴雄君

長谷川

信君

後藤

正夫君

玉置

和郎君

遠藤

政夫君

山本

富雄君

上條

勝久君

増岡

康治君

中山

太郎君

渋谷

邦彦君

昭夫君

内田

京子君

下田

利次君

柿沢

弘治君

内田

善利君

高杉

朝雄君

伊江

降矢

敬義君

中山

太郎君

福間

知之君

渋谷

邦彦君

昭夫君

佐藤

正一郎君

吉田

幸一君

増岡

康治君

望月

邦夫君

山崎

竜男君

山本

富雄君

高杉

延忠君

内田

善利君

吉田

幸一君

正雄君

永野

嚴雄君

遠藤

正夫君

下条進

一郎君

吉田

幸一君

増岡

康治君

望月

邦夫君

山崎

竜男君

山本

富雄君

高杉

延忠君

内田

善利君

吉田

幸一君

増岡

康治君

望月

邦夫君

山崎

竜男君

山本

富雄君

高杉

延忠君

内田

善利君

吉田

幸一君

増岡

康治君

望月

邦夫君

山崎

竜男君

山本

富雄君

高杉

延忠君

内田

善利君

吉田

幸一君

増岡

康治君

望月

邦夫君

山崎

竜男君

山本

富雄君

高杉

延忠君

内田

善利君

吉田

幸一君

増岡

康治君

望月

邦夫君

山崎

竜男君

山本

富雄君

高杉

延忠君

内田

善利君

吉田

幸一君

増岡

康治君

望月

邦夫君

山崎

竜男君

山本

富雄君

高杉

延忠君

内田

善利君

吉田

幸一君

増岡

康治君

望月

邦夫君

山崎

竜男君

山本

富雄君

高杉

延忠君

内田

善利君

吉田

幸一君

増岡

康治君

望月

邦夫君

山崎

竜男君

山本

富雄君

高杉

延忠君

内田

善利君

吉田

幸一君

増岡

康治君

望月

邦夫君

山崎

竜男君

山本

富雄君

高杉

延忠君

内田

善利君

吉田

幸一君

増岡

康治君

望月

邦夫君

山崎

竜男君

山本

富雄君

高杉

延忠君

内田

善利君

吉田

幸一君

増岡

康治君

望月

邦夫君

山崎

竜男君

山本

富雄君

高杉

延忠君

内田

善利君

吉田

幸一君

増岡

康治君

望月

邦夫君

山崎

竜男君

山本

富雄君

高杉

延忠君

内田

善利君

吉田

幸一君

増岡

康治君

望月

邦夫君

山崎

竜男君

山本

富雄君

高杉

延忠君

内田

善利君

吉田

幸一君

増岡

康治君

望月

邦夫君

山崎

竜男君

山本

富雄君

高杉

延忠君

内田

善利君

吉田

幸一君

増岡

康治君

望月

邦夫君

山崎

竜男君

山本

富雄君

高杉

延忠君

内田

善利君

吉田

幸一君

増岡

康治君

望月

邦夫君

山崎

竜男君

山本

富雄君

高杉

延忠君

内田

善利君

吉田

幸一君

増岡

康治君

望月

邦夫君

山崎

竜男君

山本

富雄君

高杉

延忠君

内田

善利君

吉田

幸一君

増岡

康治君

望月

邦夫君

山崎

所要の措置を講じているというのが今までの歴史でございます。

○松前達郎君 五十一年になつて放射性廃棄物対策というのが、具体的にこういうふうにすべしということがこの参考資料にも出ておりますけれども、初めてこういうふうなはつきりした内容ものが提示されていると思うんです。実際に原子力発電の商用発電といいますか、そういうものが行われたのはいつだったですか。

○政府委員(石渡鷹雄君) 日本原子力発電におきますガス炉が四十一年、そしていわゆる軽水型炉が、美浜の発電が四十五年ということです。

○松前達郎君 そういうことですから、当然その時点ですべしとおもつべきであります。それで実施していかなければならぬと思つて、さしあげたのはそういうわけなんですが、しかし、現在もうすでに実行されているわけですから、当然放射性廃棄物が出てくるということです。

そこで、この法案の提出の理由を読んでみますと、趣旨として、海洋投棄規制条約、これはロンドン条約と言われていますが、これを批准するための規定の整備である、こういうふうに書かれておるわけなんです。この条約は、何も放射性廃棄物だけを対象とするのじゃなくて、生物資源あるいは海洋生物の保護、さらに海洋環境保護というものが目的であるというふうに私は理解しておりますが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(牧村信之君) 先生のおっしゃるとおりでございまして、この条約は海洋投棄されるあらゆるものに対するものでございまして、目的といつしましては、先生おっしゃいますように環境の保全を図るという目的で国際間で規制し合

うという趣旨ででき上がった法律でございます。

その中に放射性廃棄物の規定がございまして、低レベルのものは政府の確認を、特別な許可を受けなければ捨てることができないよう規制しろと

いうことがございまして、この原子力二法の改正をお願いしておることでござります。

○松前達郎君 そうなつてきましたと、放射性廃棄物かもたらす環境への影響、たとえば投下したものが時間がたつにつれて拡散していくというふうなこと、そういうことがどうも問題になるであろうけれども、それについてはさておいて、それよりももう一つ考えなければいけないのはやはり海洋生物、これと海中に投下したものとの関係、これがやはりある面では非常に重要な問題じゃなかろうか。恐らく水産関係の方もそれを懸念しているのじやないかというふうに考えておるわけなんですが、海洋投棄は放射能の問題だけでなく環境保護の問題として一つの大きな問題として取り上げられるというふうに私は考えておるのであります。その点、水産関係との話し合いとか、そういうものがもうすでにある程度行われているかどうか。

○政府委員(牧村信之君) 先ほど原子力局長が御説明いたしました、五十一年に原子力委員会が放

射性廃棄物の日本における基本的な考え方を出したわけございまして、低レベルにつきましては陸地処分と海洋投棄をあわせ行うという方針を出されたわけでござります。これを受けまして、私もさきらに所要の調査研究の強化を図つてきました。

そこで、投棄物の健全性等の調査が一段落しました時期に、水産関係者に、将来海洋投棄をいたしたいと考えておる、これこれの計画でやりたいと考えておる、その計画に従えば、こういう安全上の配慮を払つて行けば海洋資源等への影響はこ

とどもに御説明いたしたいということで、漁業者

の関係機関に御説明をしておるわけでございま

ほど前にお願いいたしましたときは、たまたま

「むつ」問題を契機にいたしました原子力安全行

政の見直しが強く呼ばれておりまして、関係法案として原子力基本法等の改正を国会に提出してま

だその成立を見ていかつた段階でございましたので、それが済むまでは聞くわけにはまいらぬと

いうのが水産会のお立場でございました。その後、一昨年基本法の改正が国会で通りまして、改

めて水産関係者に、体制の整備等も図つたという

安全評価書に対する原子力安全委員会のダブルチェックも済みました時期に再度お願いに参りました安全評価書に対しても、現在大日本水産会に加入してお

ります下部の漁業者関係二十数組合あるいは連合会等へお話をしておりまして、近くそれの意見の集約を図つていただくようになお説得しておるところ

いうのが現状でござります。

○松前達郎君 いま評価ということをおっしゃつたんですが、評価されたのは原子力安全委員会で

すか。この評価というのは一体どういうやり方で

どういう内容の評価をされたのか、それについて

説明してください。

○政府委員(牧村信之君) 試験的海洋処分の安全評価につきましては、昭和四十七年から昭和四十九年度までに行われました海洋調査の結果等に基づきまして、五十一年に科学技術庁がまず一次の評価書を作成しております。科学技術庁の行いました評価書につきまして、さらに万全を期するため、安全委員会にこの問題を検討する特別な専門部会をおつくりいただきまして専門家の御検討をいたいたわけでござります。

そこで、投棄物の健全性等の調査が一段落しました時期に、水産関係者に、将来海洋投棄をいたしたいと考えておる、これこれの計画でやりたいと考えておる、その計画に従えば、こういう安全上の配慮を払つて行けば海洋資源等への影響はこ

とどもに御説明いたしたいということで、漁業者

の関係機関に御説明をしておるわけでございま

るで想定しまして、そこで海洋投棄をいたしました低レベルの放射性廃棄物がすべて海底につくと同時に壊れてしまつて、中に入つております放射

性物質が全量海洋中に溶け出してくるということを前提にして海洋の拡散等の想定を厳しい想定をいたしまして、それから来る漁類等への影響、あるいはそれを食べる人間への影響を評価したものでございます。

安全委員会の方の評価につきましては、科学技術庁のは大筋において結構だという御判定をいたいたわけでございますが、なお、安全委員会の専門部会でござりますが、みずから局地的な影響、あるいは魚類がプランクトンを食べて、また

その小さな魚類が大きな魚に食べられるという食料連鎖の最近のデータの影響等も加味して評価して、科学技術庁の行つた安全評価をチェックしたというのが一口に申しましての安全委員会の評価書の内容でござります。

○松前達郎君 そうしますと、その評価についてですが、たとえば魚類との関連、これについて

は、やはり専門家にそれぞれ委嘱されて、その専門家の手によって想定をされたということに解釈してよろしくうございますか。

○政府委員(牧村信之君) 御指摘のとおりでございまして、実は、私ども役所では海洋におきます事象についていろいろ評価、検討する能力がございません。したがいまして、科学技術庁におきましても、農林水産省あるいは運輸省の関係の研究機関あるいは大学の先生等を中心にして、科学技術庁における評価ではどういうふうに評価する

るのが最も合理的かというようなことを踏まえまして、私は、私ども役所では海洋におきます

安全委員会におきましては、第二次の海洋調査が五十二年から再度開始しておりますので、そういう調査の結果並びにその他の投棄物のいろいろな諸試験の結果等を取り入れまして、昨年の十一月に部会の報告書をまとめて原子力安全委員会に報告されたものでござります。

科学技術庁の評価につきましては、どちらかと云いますと、海洋というものを非常に大きなモデルで想定しまして、そこで海洋投棄をいたしました評価を一々チェックなさいまして、不足してあるものについてやってみて、それに対する評価をしておるということでござります。若干の評価の差はござりますけれども、たとえば人間に対する

る放射線の影響につきましては非常に少ない、若干の違ひはけた数のオーダーでは大体合つておるというようなことでございましたので、一応最終的な御判断は、科学技術庁が行つた安全評価の考え方で大筋でよろしいという御結論をいただいたということです。そういう報告を受けられまして、安全委員会としては、さらに安全性に十分配慮しつゝ、また所要の研究を進めつつ試験的な海洋投棄を行ふことは結構であろうという御結論をいただいた次第でございます。

○松前達郎君 そこで、私もいろいろそういう点について聞いたことがあるのです、魚とそれから投下された金属との関係。前の委員会でも御答弁されたと思うのですが、たしかセメントで詰めてしまつて、その周りをドラムかんで後から巻くのかどうか、後でまたそれはお伺いしますけれども、どういうふうな手法でやられるのか知りませんけれども、一番外側が鉄ですね。大体鉄の周りには魚族がたくさん集まつてくるという傾向があるわけなんです。そういう点と、それからまた、その投下されるものがどの地点に投下されるかといふこととの関連とか、そういう問題が多少水産関係と関連を持つてくるのじゃないかと私は考えておるわけなんですが、先ほどの放射性物質のディフェージョンについては、これは投下されたものが長期間そのままの状態で保存されるという確証があれば、これは二義的なこととして考えていいのじゃないかと私は思つてますけれども、そういった面でいまどういう経過でいわゆる海洋生物との関連について検討されたのかをお伺いいたしました。

そこで、そういう観点から見まして、低レベル放射性固体廃棄物について、現状どの程度の量があるかというのは、この参考資料に表が出ておりますからそれでわかりますが、二十一万三千六百という数がドラムかんの数で、五十四年三月末と十年ごろ、将来原子力発電をさらに推進されると

いうわけですから、それをされたとした場合の予測ですね、どのぐらいたまつていくものか、それについてお伺いしたいと思います。

○政府委員(牧村信之君) ただいまのところ、も

ちろん最近におきましては原子力発電施設等から

出てまいります低レベルの廃棄物をできるだけ減

容しようという計画が進んでまいりまして、その影響等も逐次出てきておりますが、いずれにしても昭和六十

年ころには累計といたしましてドラムかんの数にいたしまして数十万本の量に相なるうかというふうに考えております。六十万本程度を想定してお

ります。

○松前達郎君 そうしますと、今までのペース

そのままですと、いくどいうことじやないとい

うことです、このたまたまドラムかんを海洋投棄

しようと申し上げましたけれども、深いところでし

たらどう影響ないかもしませんけれども、たと

えば二十万本投下すると十万平米になるんです、

鉄の面積にしますと。ですから、相当の面積を持

つ鉄が投下されていくことになりますの

で、その辺が魚族の環境に変化を与える可能性が

あるというのできつときお伺いしたのですが、さ

て、これは前の委員会でも恐らく答弁されたので

重複するかもしれません、投入予定海域、これ

は資料に四つ挙がっています。この前はBを最初

にというふうなお話があつたと思うんですが、も

う一度それを確認しておきたいと思います。

○政府委員(牧村信之君) この海洋投棄を予定し

ております地域の海洋調査を進めるに当たりまし

て、一応、候補予定地をつくって重点的に調査を

する必要があつたわけでござります。そこでの選定

に当たりましては、漁業が余り行われていない、

あるいはその辺の海域に重要な魚の稚魚が少ない

ところ、それから海洋投棄をいたしますときには

できるだけ下が平らであることが望ましい、しか

も海底土が相当あるようなところが望ましいとい

うようなこと、あるいはその地点が火山地帯でな

いところが望ましいというような、選定に当たりま

して数項目の基準を設けた上で海底地図等を専

Dの四つの地点を選考いたしまして、その地点の

細かい調査に入ったわけでございます。そういた

ことで水産関係者に御説明しておるところであ

ります。また、そのための諸般の準備は予算

的にも計上させていただいておるということでござ

ります。

なお、それまでの間の発生量でございますが、

最近の発生量は、大体六万本前後年間に発生して

おる実績でございます。

○松前達郎君 そうしますと、二十七万から八万本

ぐらいにたまつてしまふということになるわけで

すね、ドラムかんが。

そこで、さつき私は鉄との問題というのを懸念

したと申し上げましたけれども、深いところでし

たらどう影響ないかもしれませんけれども、たと

えば二十万本投下すると十万平米になるんです、

鉄の面積にしますと。ですから、相当の面積を持

つ鉄が投下されていくことになりますの

で、その辺が魚族の環境に変化を与える可能性が

あるというのできつときお伺いしたのですが、さ

て、これは前の委員会でも恐らく答弁されたので

重複するかもしれません、投入予定海域、これ

は資料に四つ挙がっています。この前はBを最初

にというふうなお話があつたと思うんですが、も

う一度それを確認しておきたいと思います。

○政府委員(牧村信之君) 私どもの計画は、現在

のところ五十六年に投棄いたしたいという希望を

持つて水産関係者の方々にお話し合いを進めてお

るところでござります。五十六年といいますの

は、その理由は、ただいま御審議いたしております

法律改正をお通し願つて、当然ロンドン条約

の批准ができたときに私ども、OECDの下部機

構でござります国際的な監視機構がござります

して、まず概要の計画を二年前に出さなければな

らないようになつております。それを出した後、

また半年前にさらに詳細な安全評価書等を出すと

いうふうな規定がございまして、いずれにしても

そういう手続を進めるのに一年はかかるわけだ

ります。

○政府委員(牧村信之君) ただいまのところ、も

ちろん最近におきましては原子力発電施設等から

出てまいります低レベルの廃棄物をできるだけ減

容しようという計画が進んでまいりまして、その

影響等も逐次出てきておりますが、いずれにしても

昭和六十一年には累計といたしましてドラムかんの数にいたしまして数十万本の量に相なるうかといふ

うに考えております。六十万本程度を想定してお

ります。

○松前達郎君 そうしますと、今までのペース

そのままですと、いくどいうことじやないとい

うことです、このたまたまドラムかんを海洋投棄

しようと申し上げましたけれども、深いところでし

たらどう影響ないかもしれませんけれども、たと

えば二十万本投下すると十万平米になるんです、

鉄の面積にしますと。ですから、相当の面積を持

つ鉄が投下されていくことになりますの

で、その辺が魚族の環境に変化を与える可能性が

あるというのできつときお伺いしたのですが、さ

て、これは前の委員会でも恐らく答弁されたので

重複するかもしれません、投入予定海域、これ

は資料に四つ挙がっています。この前はBを最初

にというふうなお話があつたと思うんですが、も

う一度それを確認しておきたいと思います。

○政府委員(牧村信之君) 私どもの計画は、現在

のところ五十六年に投棄いたしたいという希望を

持つて水産関係者の方々にお話し合いを進めてお

るところでござります。五十六年といいますの

は、その理由は、ただいま御審議いたしておりま

す。

○政府委員(牧村信之君) ただいまのところ、も

ちろん最近におきましては原子力発電施設等から

出てまいります低レベルの廃棄物をできるだけ減

容しようという計画が進んでまいりまして、その

影響等も逐次出てきておりますが、いずれにしても

昭和六十一年には累計といたしましてドラムかんの数にいたしまして数十万本の量に相なるうかといふ

うに考えております。六十万本程度を想定してお

ります。

○松前達郎君 そうしますと、今までのペース

そのままですと、いくどいうことじやないとい

うことです、このたまたまドラムかんを海洋投棄

しようと申し上げましたけれども、深いところでし

たらどう影響ないかもしれませんけれども、たと

えば二十万本投下すると十万平米になるんです、

鉄の面積にしますと。ですから、相当の面積を持

つ鉄が投下されていくことになりますの

で、その辺が魚族の環境に変化を与える可能性が

あるというのできつときお伺いしたのですが、さ

て、これは前の委員会でも恐らく答弁されたので

重複するかもしれません、投入予定海域、これ

は資料に四つ挙がっています。この前はBを最初

にというふうなお話があつたと思うんですが、も

う一度それを確認しておきたいと思います。

○政府委員(牧村信之君) 私どもの計画は、現在

のところ五十六年に投棄いたしたいという希望を

持つて水産関係者の方々にお話し合いを進めてお

るところでござります。五十六年といいますの

は、その理由は、ただいま御審議いたおりま

す。

○政府委員(牧村信之君) ただいまのところ、も

ちろん最近におきましては原子力発電施設等から

出てまいります低レベルの廃棄物をできるだけ減

容しようという計画が進んでまいりまして、その

影響等も逐次出てきておりますが、いずれにても

昭和六十一年には累計といたしましてドラムかんの数にいたしまして数十万本の量に相なるうかといふ

うに考えております。六十万本程度を想定してお

ります。

○松前達郎君 そうしますと、今までのペース

そのままですと、いくどいうことじやないとい

うことです、このたまたまドラムかんを海洋投棄

しようと申し上げましたけれども、深いところでし

たらどう影響ないかもしれませんけれども、たと

えば二十万本投下すると十万平米になるんです、

鉄の面積にしますと。ですから、相当の面積を持

つ鉄が投下されていくことになりますの

で、その辺が魚族の環境に変化を与える可能性が

あるというのできつときお伺いしたのですが、さ

て、これは前の委員会でも恐らく答弁されたので

重複するかもしれません、投入予定海域、これ

は資料に四つ挙がっています。この前はBを最初

にというふうなお話があつたと思うんですが、も

う一度それを確認しておきたいと思います。

○政府委員(牧村信之君) 私どもの計画は、現在

のところ五十六年に投棄いたしたいという希望を

持つて水産関係者の方々にお話し合いを進めてお

るところでござります。五十六年といいますの

は、その理由は、ただいま御審議いたおりま

す。

○政府委員(牧村信之君) ただいまのところ、も

ちろん最近におきましては原子力発電施設等から

出てまいります低レベルの廃棄物をできるだけ減

容しようという計画が進んでまいりまして、その

影響等も逐次出てきておりますが、いずれにても

昭和六十一年には累計といたしましてドラムかんの数にいたしまして数十万本の量に相なるうかといふ

うに考えております。六十万本程度を想定してお

ります。

○松前達郎君 そうしますと、今までのペース

そのままですと、いくどいうことじやないとい

うことです、このたまたまドラムかんを海洋投棄

しようと申し上げましたけれども、深いところでし

たらどう影響ないかもしれませんけれども、たと

えば二十万本投下すると十万平米になるんです、

鉄の面積にしますと。ですから、相当の面積を持

つ鉄が投下されていくことになりますの

で、その辺が魚族の環境に変化を与える可能性が

あるというのできつときお伺いしたのですが、さ

て、これは前の委員会でも恐らく答弁されたので

重複するかもしれません、投入予定海域、これ

は資料に四つ挙がっています。この前はBを最初

にというふうなお話があつたと思うんですが、も

う一度それを確認しておきたいと思います。

○政府委員(牧村信之君) 私どもの計画は、現在

のところ五十六年に投棄いたしたいという希望を

持つて水産関係者の方々にお話し合いを進めてお

るところでござります。五十六年といいますの

は、その理由は、ただいま御審議いたおりま

す。

○政府委員(牧村信之君) ただいまのところ、も

ちろん最近におきましては原子力発電施設等から

出てまいります低レベルの廃棄物をできるだけ減

容しようという計画が進んでまいりまして、その

影響等も逐次出てきておりますが、いずれにても

昭和六十一年には累計といたしましてドラムかんの数にいたしまして数十万本の量に相なるうかといふ

うに考えております。六十万本程度を想定してお

ります。

○松前達郎君 そうしますと、今までのペース

そのままですと、いくどいうことじやないとい

うことです、このたまたまドラムかんを海洋投棄

しようと申し上げましたけれども、深いところでし

たらどう影響ないかもしれませんけれども、たと

えば二十万本投下すると十万平米になるんです、

鉄の面積にしますと。ですから、相当の面積を持

つ鉄が投下されていくことになりますの

で、その辺が魚族の環境に変化を与える可能性が

あるというのできつときお伺いしたのですが、さ

て、これは前の委員会でも恐らく答弁されたので

重複するかもしれません、投入予定海域、これ

は資料に四つ挙がっています。この前はBを最初

にというふうなお話があつたと思うんですが、も

う一度それを確認しておきたいと思います。

○政府委員(牧村信之君) 私どもの計画は、現在

のところ五十六年に投棄いたしたいという希望を

持つて水産関係者の方々にお話し合いを進めてお

るところでござります。五十六年といいますの

は、その理由は、ただいま御審議いたおりま

す。</p

さびが進行しているのが一割ぐらいあつたというようなデータもございます。そういうようなことから類推いたしますと、深海底六千メートルの比較的海流の流速の少ないところであれば相当健全性は確保できるのではないか。また、放射性廃棄物のうち特に原子力発電所から出てまいりますものは、セシウム等長いものは約三十年以下の半減期でございますので、その低減効果等も考えますと相當安全に処理し得るというふうに考えておるところでございます。

○松前達郎君 投棄されたそのドラムかんが壊れてデイフューズするのがどうのこうとの私申し上げているのでなくして、それについては大体私も理解しているつもりなんですが、魚と鉄の関係ということで、いわゆる漁業の、逆に魚礁になってしまわぬかという懸念ですね。ただ深さがありますから、深いところには魚が少ないと思ってあればそれについての懸念はなくなると思ふのでありますから、深いところには魚が少ないと思ふことです。ですから、その点。

それからもう一つ、ちょっと私疑問に思っている点があるので、一つだけ。海洋投棄について、A、B、C、Dという海域を調査された、恐らくこのいずれかのところが条件に適当であるというので指定されるだろうと私は思うのですが、たとえば、これは国外の船がどんどん持ってきてそこへぼんぼん捨てるということ、そういうことも考へられる。といいますのは、いわゆる領海外であれば公の海ですから、これはどこでも捨てていいということになるわけです。それについていって、どうもこの条約並びにその他を考へましても出てこないんです。ですから、どんどん持つていて、日本の場合は業者その他を指定して、捨て方その他場所まで指定してやるのだとおっしゃいますが、外国の船がどんどん来

て捨てられたら困るという面があるし、もしかそれが関係なければ、何もこんなところへ捨てなくていいんです。ですから、そういうことも考えられる。その辺が国際的に一体どういうふうな動きがあるのか、これを最後にお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(牧村信之君) この条約に加盟いたしましたと、海洋投棄を許されるのは政府の特別の許可を受けた者でなければ許されるわけではございません。それと、投棄するに当たっては安全評価を行ふことを各國ともに義務づけられるわけでございます。そういたしますと、先生御懸念のよう日本が一生懸命海洋調査したところに公海であるので捨てに来るということは、締約国から見ますとなかなかそういうことはあり得ないと実は私ども考えておりますけれども、いずれにしましても、御指摘のとおり、私どもが考えております。

海域を指定いたしましてもそこは公海でございますから、国際法上他の国がここへ捨てたいと言つたときに一応は許されるわけでございます。しかし、そのような点に関して、投棄国がこの条約に入つておりますと、いろいろな紛争解決の規定もこの条約の中に入つておるわけでございますので、そういう点で話し合いが行われ得るというふうに考えております。

ただ、締約国以外のところが捨ててき出すいろいろな問題が起きてくるおそれはあるわけですが、いろいろな意味では、私どもとしては、そこへぼんぼん捨てるということ、そういうことも考へられる。といいますのは、いわゆる領海外であれば公の海ですから、これはどこでも捨てていいということになるわけです。それについていって、どうもこの条約並びにその他の国がないわけではございませんので、そういうふうな国々の御理解も得やすいのじゃないかと、そういうことを考えておりまして、ぜひ国際間で協調を得られるような安全対策を十分とつて進めて

まいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○渋谷邦彦君 昨今、放射線利用という分野が変多様化してまいりましたし、それによつてもたれられる恩恵というのも多大なものがあるであります。日本が一生懸命海洋調査したところに公海でふえつある現状を考えますと、特に放射線については目に見えないだけにきわめて厄介である。

その管理というものは厳重にしていかなければならぬはずでありますけれども、やはり人間のやることでござりますからパーソナリティというふうにいなかなかかな。たまたま事故が起きますと大変な社会問題にこれがつながっていく、こうなりはしまいか。科学技術の進歩に伴う一つの反対的なそういういろいろな問題というものが当然考えられはしましようけれども、われわれにどうぞみれば、完全というそなした方向に常に取り組まなければならぬということが課題であろう、こう思うわけであります。

そこで、あるいは前回の委員会等においても問題になつたのかもしれませんけれども、きょう私が初めて確認を込めてお尋ねする一つは、大阪において日立造船非破壊検査会社の、端的に申し上げると大変ずさんな管理のものに被曝をした職員がおつた。これは大変けしからぬ話だというふうに思いますし、いち早く科学技術庁の方でもこの問題に対する見解も表明されていることを報道等によっても知つておるつもりでございますが、なおこうした問題はやはり二度と起こしてはなりません。そこで、この機会にその当時の状況、また過去においてこのような事故がどのくらいあつたのか、件数等について、いま資料があつたのせんので、この機会にその当時の状況、また過去においてこのような事故がどのくらいあつたのか、件数等について、いま資料があつたの

壊検査株式会社の被曝の問題について御説明いたします。

これは日立造船非破壊検査株式会社の大坂事業所桜島作業所というところで起きたものでございました。そこに非破壊検査を使いますために照射室を設置しておるわけでございますが、ここで一定のラジオアイソトープの使用許可を得てそういうます。が、それがしまわれておると誤判断いたしまして、その作業室の中にはかの目的で、と申しますのは、次の作業の段取り等をするために作業員が何人か立ち入つてしまいまして、五月の十日ごろから二十八日までの間に従業員延べにいたしまして二十二名の人が被曝を受けてしまったという事故の報告を実は受けたわけでございますが、この事故の報告を実は受けたわけでございますが、当時、フィルムバッジ等の検査によりましたところでは法令で定めた許容線量以下の被曝であるという報告を実は受けたとおりまして、これは十分注意してこういうことがないようにということで厳重注意。それから施設の不備については改善するよう指示しておつたところでございます。

ところが、その後、会社で作業者のうちの一人はもつと多量に受けたおそれがあるのではないかという疑いを持ちましていろいろなチェックをいたしました。それはどういうことかと申しますと、ある作業者の一人は収納されなかつた線源は、胸につけましたフィルムバッジの真上に座りまして次の作業の話し合いをしておつたということでございました。したがいまして、線源をまた下に置いた状態であつたということです。と、ある作業者の一人は収納されなかつた線源をまた下に置いた状態であつたということです。ございますので、胸につけましたフィルムバッジは、体を通つてきますので余り感光しなかつたときの事故の模様等についてもあわせてお伺いできればというふうに思います。

う程度でも結構でござりますから、できればそうしたときの事故の模様等についてもあわせてお伺いできればというふうに思います。

う時間がどのくらいあつたかというようなことか

うようななことをチェックするため血液検査あるいはリンパ腺の検査並びに精液の状況等を調べたところが、全身被曝として被曝線量十二レムという法定の許容値を上回る被曝を受けたと想定せざるを得ないということで報告がこどしの二月に出てきたわけでござります。それを聞きまして、さうに科学技術庁としても十分その間の事情の取り調べを始めたところへ、また同様の、線源が戻らないで数人の方が被曝したというようなこともございました。二回目のあれはそれほどの被曝を幸い受けなかつたわけござりますけれども、そういうようなことでござります。医学的には、健康管理をしております医者が放射線医学総合研究所の専門医と連絡をとりつづけ、健康診断をうなぎの後ずっとやつておりますけれども、最近、たとえば生殖腺は一時非常に精子が少なくなりましたけれども順調に回復しておりますということで、それほど懸念されるあればございませんけれども、いずれにしても、そういうような規定にございまして、生産腺は一時非常に精子が少なくなりましたというような非常に法令的な違反がございますので、先般、法律的にも違反があるということで刎分する必要な聴聞を開きまして、いま関係省庁とその処分についての協議をしておりまして、近く、多分営業停止の措置をとる必要があろうかと思つておりますが、処分を行いたいというふうに考えておるところでござります。

るいは管理体制が不備なのかというような、われわれとして常識的に直ちにそういうことが想定されるわけでございます。要するに、そういうよつて来る原因というのがいま申し上げた以外にあつたのか。いま申し上げたような幾つかの考え方を私申し上げたわけですが、一体どうして起つたのか。起つさせてはならないことが起つている。これは科学技術庁としても当然検査もおやりになつた、厳重な忠告も与えたという経緯にかんがみまして、十分その辺も御調査をなさつていらっしゃると思いますので、その辺のくだりをひとつお伺いさせていただきたいと思うわけでございます。

○政府委員(牧村信之君) 今回の事故の原因をいろいろ調べてみますと、設備的な不備が原因になつて線源が中に入らなかつた、あるいはその線源を表示するランプがちゃんとついておればまだ間にしまつていらないというのが表示できるようになつて、いるそのランプが切れておるとかいうようないろいろな原因がござります。それを詰めてまいりますと、先生おっしゃいますように、管理体制の不備がまず第一でございます。

それからもう一点は、そういう作業者が安易に線源の位置を確認しないで入り得るようになつておつた。また二回目の事故などではまさにそうござりますけれども、入つてしまふといふような作業者の教育訓練の徹底と申しますか、これにも私は不備があるのじゃないかというふうに考えております。ですから、一番の問題は、施設を規定のとおり整備して、その上で安全な作業ができるように管理する、この点が欠けたためにこういう事態を起つてしまつたというふうに考えておるところでございます。

○渋谷邦彦君 同一ですと、日立造船の傍系会社であるという大変な、会社そのものから見れば機構的にも整備された、われわれも安心感の持てる、というふうに受け取りたいところでありますけれども、ここらあたりがこういう状況でありますと

大分思いやられるなあという感じがいたします。冒頭に申し上げたように、工業用だとか、あるいは医学的利用方法だとか、あるいは野菜の照射ということで大変利用度が高くなつてくる、そのことが保証されるということは緊急であることは言うまでもない事であろうと思います。このデータは果たして正確であるかどうかわかりませんが、伝えられるところによりますと、こうした種類の業務を行つてゐる会社が全国に三十二社ですか、六十事業所ばかりあるそうです。この十年間に十五件もの事故を起こしているということが言われているのだそうでありますけれども、数にしてみて一見すると少ないじゃないかという感じがしないでもありませんが、やはり先ほど申し上げたようにゼロにしなければならない、これは当然だと私は思うのです。過去において起つたそういう事故というものは種類が違うであろう、また発生の背景というのも違うであろうし、大概に言えない面もあるうかとは思いますけれども、十年間で十五件の事故が起つたその内容はどういうものであったのか。またそろこれから先五年、十年先に起つてであろうということを考えさせられるようななことがないかどうか。この辺も、将来展望を踏まえながら過去のそういう経過に基づいて科技庁としての御判断をひとつ明らかにしていただければありがたいと思います。

機関で六件でござります。そういうふうに民間の特に非破壊検査の関係の業界が比較的こういうことを起こしていることは統計上にも非常に高い。これは非常に作業の実態が、現場でいろいろなエックス線検査をするとか、ガンマ線を使いましての溶接の仕上がりを見る検査をするというようなことで線源を移動する回数が非常に多いわけでございます。特に過去に起きました先ほどの日立造船よりもさらに大きな障害を与えておるものもございますが、これも非破壊検査でございました。そういう点からも、先生御指摘のように民間、特に非破壊検査の安全確保というものはこれからさらに十分規制をしていかなければいけないと思っておるところでございます。

○渋谷邦彦君 いまお述べになりましたように、この十年間で民間を含めて六十七件という数は決して少なしといたしません。その中にはもちろん被曝事故も含めてということで、それ以外の盜難、紛失等々もあつたようになりますので、したわけでありますけれども、こうしたことを考えますと、先ほども質疑のやりとりの中で申し上げもし、またお述べになつたように、その管理体制がしっかりいたしませんとまたぞろ同じことの繰り返しが起きる危険性が十分にあるであろうということが一点。

さて、そうした問題について処分方法はいろいろあるであろうと私は思います。業務停止であるとか、あるいは主任の資格を剝奪するとか、いろいろそういう手厳しい処置というものもあるのだろうと思いますけれども、どうでしょうか。こうした事故を再び繰り返さないためにどういった対応といいますか、これはそれぞれの機関で、それの会社で管理しながらやる仕事でございますので、なかなか自負が届かないという主務官庁としてもうらみが残るかもしれませんけれども、しかし、何かがここで一つの拘束性を持たせたようなあり方というものがいいのか、ともあれこういう一見するとずさん、またかというようなことにな

りますと、こうした問題に対して大変国民的にも恐れを抱く方面にむしろ効果が加えつて増幅されしていくであろうということになりますので、何とかここで歯どめをかける一つの方法というものは考えられないものかどうか、この辺いかがでござ
る。

○政府委員(牧村信之君)　ただいまの御質問にお答えする前に、先ほど事故の件数を申し上げましたが、申しわけございません、三十三年からの二十年間の数字を申し上げましたので、御訂正いただきたいと思います。

○渋谷邦彦君　了解しました。

○政府委員(牧村信之君) それから管理体制を今後十分にきせるための措置ということでございま

ですが、特に今回この事故を起こしました会社に対しましては、非常に厳しく私どもも指導しております

びに担当の役員一人を入れかえをなさつております。その結果、会社側は自主的にすでに社長並

規定と申しますか、規定類の抜本的な見直しをや

らせておるところでござります。それから主任技術者は別に選任させるよう自主的にやつておる

ということです。そういうような会社側の非常に今回の事故に対する恭順の意を申します。

すか、今後しっかりやりたいということでの姿勢は非常に強く出ておると判断しておりますが、可

に非空の引出物を半蔵へおもてなす。併分にも法律違反の事実は明確でござりますので、

先はともかく、と御詫び申し上げます。行政罰としては一番重い営業停止処分をいま考えておる

ました後、特に非破壊検査業界の全体の問題でもござります。

が、私ども、こういうことに対処いたしまして處あろうかという御指摘もあつたわけでござります

罰の後、こういうことがあつたから厳重にしろといふことを各機関に通達を出したいというふうに

考えておるところでござります。また、立入検査につきましては、特に重点的に本年度計画に組み入れて、こういう点の洗い直しを進めていきたいというふうに考えておるところでござります。

○渋谷邦彦君 最後におっしゃったように、確かに立入検査が時に応じて私も必要ではなかろうかと思いますが、果たして現在の科技庁の機能をもつてして十二分に効果を上げることのできるような取り組みができるであろうか。これは人員の問題がある、いろんな問題がありますので、願わくばはやはり時折そうした立入検査等も励行していくだければというふうに思うわけでございます。

持ち時間も余りありませんので、次に、海洋投棄の問題一点だけちょっと確かめておきたいのですが、ございますけれども、先ほども同僚議員の質疑の中にもあつたのですが、十年ぐらい前までは房総沖あたりの海にアイソートープなんかも廃棄処分されただというような例が取り上げられているようございます。ですから、この海洋投棄というのは、一つの理想である反面にまたいろんな矛盾が絡み合ってはしまいかという心配もないではない。そうしたことをいろいろ考えてみて、起きてはならぬことがあります。ですから、この海洋投棄が必要になつてしまふから、特に広い海洋においてますますこれが起きるということがこの世の中の常でもあります。しかし、拡大されるであろう利用度の高いアイソートープなんかの廃棄にいたしましても十分な監視が必要になつてしまふし、これはやはり何といつても国際的な交流の中で得ることならばこの監視機制というものを国際的に何とかつくり上げて推し進めていくということが必要ではあるまいかなどいう感じがいたしますのも、私自身にとつては当然のことじゃないかという感じがするのです。先ほど来いろいろな角度から御答弁を伺つておりますけれども、果たしてそれで十分なのだろうかと、いう疑問と、その疑問を解消するためには、これからいろいろ国際的な話し合いの中でこの監視機制というものがむしろつくられた上で、嚴重な監視体制というものを国際的にもやっぱりつくつくる必要があるのではないだろうか。この点についての御見解はいかがでございましょうか。

A、原子力機関と言つておりますが、この中に多
く国際監視機構というものがすでにできておるわけ
でござります。ここで、各国が海洋投棄をいたし
ますときには事前にその計画並びに安全評価書を
チェックしてもらいまして、安全であることを確
認するようなシステムになっております。それから
実際に投棄いたしますときには監視員が参りま
して実際の船に乗り込みまして、規定どおりの投
棄をしておるかどうかを監視するような制度がす
でにできておるわけでござります。わが国はこの
O E C D にも参画しておりますので、われわれも
早急にこのN E A の監視機構に加盟したいといふ
ふうに考えておるところでござります。先生の御
指摘は、さらにもっと多国的なということでござ
りますが、いまの体制では国際的な基準は原原子
力国際機関がつくっておりまして、その環境評
価のガイドライン等もI A E A が出しておるわけで
ござります。そういう点で私どもとしてはそれが
がより広がることが望ましいとは考えております
けれども、国際的な動きとしてはいまこのO E C D
のあれが唯一のものでござります。先生の御
趣旨等、こういうのが広がってくると本当にいい
と私ども思う次第でござります。

ただいたのですが、きょうは厚生省の方もお出かかけをいただいておりますので、一点だけ確認しておきたいと思うのです。すでに医師会の方からも、医学用のアイソトープの多くは非常に半減期が短い、これを安全性を十分確認した上で法的に他の放射性廃棄物と取り扱いを別にしてくれないかとというような趣旨の申し入れがあったたゞうに伺っておりますけれども、この点を受けて厚生省としては科技部といろいろと連携をとりながら今後の対応をいまお進めになっていらっしゃるというふうに伺っております。その経過と、今後どうした医師会の要請にこたえられる方向でお伺り組みになるのかどうなのか、それについてお伺いしておきたいと思います。

将来において、医師会といいましょうか、そういう趣旨を十分体して実現の方向へ持っていくと理解してよろしいのかどうなのか。恐らく、いまおつしやったような病院やなんかで使う注射器とか、びんだとか、これは年々ふえていくだろうと思うんです。そのふえる反面に半減期が非常に低いといふうそしたことがから、最も安全というものを確認しつつその処分方法についてはもっと合理的にということになるであろうというふうに私は素人なりに理解しているわけでございますが、できればやはり早い方向でこの実現がなされるとが望ましいと思いますが、それを締めくりとしてひとつ御答弁をいただければ、こう思いました。

○説明員(森幸男君) 先生御指摘のように、医療機関におきますR-Iの使用量、これは非常に急速に伸びてきているのは事実でございます。それで、いま先生の御指摘の問題につきまして、私どもとしましても、先ほど御答弁申し上げましたよう

に十分検討していくつもりでございますが、ただ、先ほどお話し申し上げましたように、

病院におきます対処の体制、たとえば低レベルのものと高レベルのものをどうやって仕分けをしていくかというような問題等ござりますので、この辺は私ども、専門家の方の御意見を伺いながら、また科学技術庁とも連絡もとつて十分検討してまいりたいと思います。

○洪谷邦彦君 終わります。

○吉田正雄君 O E C D - N E Aによるヨーロッパ諸国の放射性廃棄物の海洋投棄に関しては、N E Aが一九六七年に安全評価を行い、さらにその後一九七三年に再評価を行つておることは御存じのとおりです。

そこで、お尋ねいたしましたが、いただいた資料の中には、投棄の国であるとか、投棄されたキュー

リ数とか、そういうものが簡単に述べられております。それでは、このN E Aの評価の内容の主

要なものはどうなものなか、最初にお聞きしたいと思います。

○政府委員(牧村信之君) 一九六七年にN E Aが

安全評価をしておる点につきましては御指摘のとおりでございますが、海を無限のものと考えまし

て実施するということでは科学技術庁が行いました方法と全く同じではございませんが、考え方においてそれほど大きな違いはございませんけれども、私どもの調べた範囲では、わが方の安全評価の方

がよりきめ細かくやっておるというふうに専門家が言つておるのを聞いたことがあります。

○吉田正雄君 結果的に、N E Aの評価内容といふのは、条件が満たされば低レベル廃棄物の海

洋投棄の安全性というものは保証されるのではないかということなんです。ところが、御承知のようにまだ投棄の歴史というものが非常に浅いわけで

すし、その調査も全面的に、徹底的に行われた調査ではないわけです。加えて、北大西洋という条件と、今度日本で考えておるのは日本から九百キ

ロ離れた太平洋ということで、気象条件、海洋の

ことは当然な話です、しかも短期間であるわけでもあります。そういうことで、私は安全性が保証される

という評価はきわめて疑問であるし早計であると

いうふうに思うわけです。そうであるならば、改めて独自の調査も評価も必要なわけなんです。

そういう点で、私は条件が満たさればという中には非常に多くの仮定があるわけですし、大体そ

の条件といふものも人間が設定したものですし、さらに満たさればというけれども、満たされる

という保証そのものが本来ないわけですから、そ

ういう点で私は今日まで行われてきた評価、それ

上のほつきりしないものは余分にマージンを見て

評価するという姿勢で評価をしておる次第でございまして、したがつて、いろいろな調査研究がど

んな進んでくればもつと合理的な影響評価ができるようになることは事実でございますけれども、そ

も、そういう不十分な段階のデータであれば、そのデータを使うときにはもつと安全サイドに、安

全率を掛けた上で評価するという方法で評価をやつていただいておるというふうに私どもは理解し

ております。そういう点で、私は条件が満たさればどい

うそれはあくまでも仮定ではないか、今までの

から原子力委員会なり安全委員会、その他の専門審査会を幾つか設けられて今日までいろいろな審

査や評価が行われてきておりますけれども、私は

そういう評価というものまだまだ調査研究の途

中の段階であるというふうに思つておるわけでもあります。そういう点で、私は条件が満たさればどい

うそれはあくまでも仮定ではないか、今までの

安全係数をさらに高めるのだというお話をあります。そういう点で、その評価についての評価、それが、その安全係数自体に対する考え方が学者によつて非常に差があるんです。これは後ほどお聞き

したいと思うんです。

○政府委員(牧村信之君) 過去に日本は昭和三十

年から四十年にかけて、放射性同位元素を

使用しておる事業所から出したR-Iの廃棄物を十五

回にわたって海洋投棄をした経験がございます。

これは日本アイソトープ協会という現在の日本放

射性同位元素協会が法律的に廃棄の事業者の許可

を受けておるわけでございますが、そこが各事業

Aが海洋調査を踏まえての環境評価の指針等も考

え方が出されておりますので、これは国際的にも

E C D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

は事実でございます。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

毛頭ございません。われわれはわれわれの調査研

究をベースにして別個に評価を行うという姿勢で

いままで来ておりまして、今回行いました調査

も全くそういうあれでござります。ただ、I A E

Aが海洋調査を踏まえての環境評価の指針等も考

え方が出されておりますので、これは国際的にも

E C D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でございます。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

と、それから大西洋で行っておるO E C D 各国との

評価との違いでござりますけれども、私どもはO

EC D の評価と同じ手法をそのままやるつもりは

事実でござります。先生御指摘の日本の評価

</

たものをその後四千メートル以上というようなこと、あるいは他の投棄の必要な技術基準を強化いたしましたので、現在、その後は海洋投棄は行われていないということです。われわれとしては、R-Iの廃棄物を含めまして五十一年に定めました原子力委員会の方針に沿って十分環境安全評価を行った上で投棄をするということを前提に方針の変更をいたしておりますので、そういう手続き等が済むまでは海洋投棄を実施しないと方針でいるわけございます。したがって、私どもの希望としては五十六年を初めにいたしまして試験的海洋投棄をいたしまして、その後の海洋調査、影響調査等を踏まえまして、安全を確認した上で本格的な処分に移りたいという方針に切りかわつておるところでございます。

○吉田正雄君 ずいぶん前の話ですが、五五年から六九年まで約十五年間にわたって四万キュリーの海洋投棄をやつた、その後毎年調査をやっておるといふことなんですが、調査の内容、方法がどのようなものなのか。海流もあるわけですし、しがつて表面だけをとつてみてもしようがないわけですから、どういう調査内容、どういう方法で、いつからいつまで行われてきたのか。と同時に、それについての評価はどのように下されたのか。それをわかつたらお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(牧村信之君) 先ほど私御説明しました放射能の量は四百キュリーでございます。もし間違つておりますら訂正させていただきます。○吉田正雄君 失礼しました。四百キュリーでございます。間違ひないです。四百六キュリーです。

○政府委員(牧村信之君) それから海洋調査につきましては、昭和三十八年ごろからずっと毎年やつております。やつておりますのは、その近傍のプランクトン、それから海産生物を採取いたしまして、その放射能パックグラウンドの測定をやると同時に、近くの海水をとりまして、それの放射能量の測定もあわせて行つております。

○吉田正雄君 いまの説明ですと、付近の海水を

とってということですけれども、付近というものがどの程度なのか、流れておりますから、したがって出てこないところの水をとつてやつてみたつてこれは調査にならぬです。だから、海流に合ふれたところの水をとつてやつてみたつて最も出そだという場所というのがおおよそ推定できると思うんです。そういう点で、投棄をした真上でとつてみたつて結果が出てこないのは当然だと思いますから、だから、どういう方法で調査をやられたのかということをお聞きしておるわけです。

○政府委員(牧村信之君) 海水については、いまちょうど正確なデータがございませんが、相当離れていたところの海水をとつておるようございます。ちょっとデータ持つておりません。

それからプランクトンと海産生物は投棄地点の南北二十キロぐらい離れたところの二カ地点でとつて測定しておるようございます。

○吉田正雄君 これから予定される試験投棄どちらからこの前いただいてる専門部会等の中間報告書との比較検討ということもありますので、いまの話の試験投棄の内容と、それから調査の方、方法等のまとまつたものがあるわけでしょうか。ありますから、それを資料としていただきたいんですが、よろしいですか。

○政府委員(牧村信之君) 早速作成しまして御提出します。

○吉田正雄君 私どもが一番心配いたしますのは、繰り返し申し上げてきておりますように、現段階ではとにかくこの放射性廃棄物に対する抜本的な処理処分というのを講じていらない、環境からいかに隔離をするか。完全に隔離できればこれは問題がないわけですが、その完全隔離といふものがまだ方法的にも技術的にも確立されておらないところに非常に大きな問題があるわけなんですけれども、そういうことで、私はいま海洋投棄をやつている国で、イギリス、フランスあるいは西ドイツ等、原発サイトが狭くて、出てくる放射性廃棄物

廃棄物というものをもうサイトでは積み切れない

というところから海洋投棄をせざるを得なくなつてきているわけなんです。だれが考えても海洋投棄よりもむしろ陸地の方が望ましいのじゃないかなんというのは、多くの学者もやっぱりそういう考え方じゃないかと思うんです。だから、必要に迫られて私は海洋投棄せざるを得なくなつてきて

いるのが現状だと思うんです。

そこで、私は、今度の海洋投棄の場合、抜本的には解決されていないにもかかわらず、低レベル廃棄物では心配がありませんと、この前も指摘しましたように科技庁の監修に基づくあのパンフレットではとにかく海洋投棄は絶対大丈夫ですといふ宣伝を盛んにあのパンフレットの中ではやつて

いるわけです。私はそこが危険だということをこの前も申し上げたと思うんですが、根本的に解決されないものを低レベルならば心配ないといふことで海洋投棄をやつて逐次そのレベルといふもの上げていく、そしていつの間にかなし崩し

う。ありますから、それを資料としていただきたいんですが、よろしいですか。

○政府委員(牧村信之君) 早速作成しまして御提出します。

○吉田正雄君 私どもが一番心配いたしますのは、繰り返し申し上げてきておりますように、現段階ではとにかくこの放射性廃棄物に対する抜本的な処理処分というのを講じていらない、環境からいかに隔離をするか。完全に隔離できればこれは問題がないわけですが、その完全隔離といふものがまだ方法的にも技術的にも確立されておらないところに非常に大きな問題があるわけなんですけれども、そういうことで、私はいま海洋投棄をやつしている国で、イギリス、フランスあるいは西ドイツ等、原発サイトが狭くて、出てくる放射性廃棄物

そこで、お尋ねいたしますけれども、原子力発電所から出る固体廃棄物のいま低レベルと言わ

るものの発生量というのは、一万キロワット単位でもいいです十万千瓦ワット単位でもいいですけれども、それで一体一年間何キュリーになるのか。そしてそれは核種によってトン当たり何キユリー以内が低レベルというふうなあれがあるわけ

ですから、そういう点で出てくる低レベル廃棄物の量をもう少し厳密に説明してもらわないと、年間ただ十何万台だとかそんな程度では、稼働率や設備利用率によつても大幅に違つてくるわけです。

○政府委員(牧村信之君) これは先生も御指摘のよう、必ずしも発電所当たりでどのくらい出でるというのが確定できるものではございません。定期検査をしたようなときには機器の改造その他に大幅なもののがござりますと、当然作業の過程で出てまいります低レベルの放射能量もふえるわ

けでございますが、いま私どもが最近の原子力発電所から出てまいります低レベルの廃棄物の発生量をチェックしておりますが、たとえば百万キロワットの発電所で、私どもの試算では一年間に二百リットルのドラムかんの数でございますが、PWRでは千五百本から三千本程度の幅の中に入つておるというふうに踏んでおります。それからBWRは比較的量が多うございまして五千本から六千本というのが現状でござります。そこで、先ほども御答弁申し上げましたところでございますが、いまできるだけ減容化してドラムかんの数を減らさうというふうな努力をしておるところでございますが、ドラムかんの数を減らしても放

出のキュリー数は変わるわけではございませんわけでございます。大体百万キロワット級の原子力発電所から出てまいります低レベルの固体廃棄物のキュリー数は、平均いたしまして数百キュリー程度であるというふうに承知しております。

○委員長(塙出啓典君) この際、委員の異動につ

いて御報告いたします。

本日、渋谷邦彦君が委員を辞任され、その補欠として内田善利君が選任されました。

○吉田正雄君

IAEAの高レベル放射性廃棄物

または物質の定義というのは、一トン当たりのキユリー数が次の値を超えるものというふうなことです。半減期が五十年以上のアルファ放射性廃棄物

についてはトントン当たり十キユリー、ただし、ラジウム²²⁶の場合は一投棄地点の投棄量が百キユリ

ー・パー・イヤーというふうに定められており。さらにベータ線、ガンマ線の場合、あるいはトリチウムの場合がどうというふうに定義があるわけ

です。そこで、この海洋投棄に関して、低レベルといふものをどのようにきつと定義づけるといいますか、定めておるのか。高でないものが低だといふ言い方はきわめて危険であるわけです。そういう点で、ここで言っている低レベルというものをもう少し厳密に科学的に定義つけたらどういうことになるのか教えていただきたいと思うんです。

○政府委員(牧村信之君) 先生おっしゃられましたIAEAの基準でござりますけれども、あれはたしか……

○吉田正雄君 皆さんの方の基準なら皆さんの方の、IAEAの基準を皆さんのが入手されているなら、それはそれでおっしゃっていただいて結構なんです。それに対して日本のものがどうなかどういふことをきえはつきりしてもらえればいいんです。

○政府委員(牧村信之君) IAEAは七五年と七八年に勧告しておりまして、アルファ核種の点だけがその後十分の一になっておりますので、日本もその新しい基準の方で規定しております。

海洋投棄をします固体廃棄物の放射能の濃度をこれ以下であることという規定を定めておるわけですが、これが放電性物質の種類はIAEAの国際基準をそのままどつております。それで、放射能濃度も固形物の一トントン当たりの内蔵放射能量をその

ままとつておるのが現状でございます。したがつて、IAEAの基準どおりをやつております。

これは固化体の比重等がまた別に基準として設けられておりますので、したがつてドラムかん詰めにされたコンクリートの一トントン当たり何キユリートと

いう処理の技術基準にしてあるわけでございま

す。

○吉田正雄君 私が一番心配いたしましは、核種によってキユリー数が違うわけですから、したがつて、原子力発電所から出てくる固体廃棄物が

ドラムかんに詰められた場合、厳密な意味でそれが核種ごとに分離されてドラムかんに詰めら

れるわけじゃなくて混在するわけです。したがつて、いま言つたような基準が厳密に一体守られるのかどうなのか。線量率計でもってドラムかんの上からはかって、これは何ミリだらいいとかどう

いうふうなことではだめなわけです。私が心配する

のは、繰り返して申し上げますが、そういうふ

うに混在しているものを厳密に一体チェックでき

るのかどうなのか、そういう体制があるのかどう

かということ。いまお聞きしてもわかりますよう

に、一年間に百万キロワットで何千本も出でく

る。三百万、五百万キロワットということになつ

てきたら何万本も年間に出てくるものを、一体そ

ういうふうに厳密にチェックできるのかどうか、

そういう体制があるのかどうかということについてお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(牧村信之君) 原子力発電所で出てま

ります廃棄物は、当然一時的には保管されるわ

けでござります。保管されたものをその処理の状況によりまして、セメント固化したものであれ

ば、ただいまその基準に従つておれば海洋投棄も

らないように規則で定めております。

実際の管理を申し上げますと、そういうことでその容器自身に常に経歴書がついておるというこ

とでございますけれども、実際の作業に当たりま

しては、そういう規則がございますので、事業者としては、こういうところで出でるのは通常低

レベルの放射能廃棄物が出てくるという作業の管

理の仕分けというのは当然しておるわけでござい

ます。そういう廃棄物の特徴であるとか発生源に

着目した分類を行つた上で、現場の作業というも

のは放射能 放射線の管理が行われておるわけ

ございます。

そういうことでござりますので、各工程から出

てまいります廃棄物を処理するに当たりまして、この廃棄物がいつどのくらいのレベルで出てきた

かというのを記録する制度がござります。そういうふうな確認を行つて最終的には固化物に持つていくということございますので、通常原子力

発電所から出でたものは十分素性がわかつてお

る。もし作業の工程で何らかの高レベルのものが

出でてくれば、その作業に、作業と申しますか、そ

ういう出でること自体が異常でござりますの

で、その異常を確認するようなことを当然やらない

くてはいけないシステムに私はなつておるというふうに理解しております。

それから発電所の中でも必ずしも全部が低レベルと私も申し上げていないのでございまして、たとえば冷却水を常々洗浄ろ過しております。こういうようなる過をいたしますときの樹脂等は比較的高くなる可能性があるわけでございまして、たとえば冷却水を常々洗浄ろ過しております。こういうようなる過をいたしますときの樹脂等は比較的高くなる可能性があるわけでございま

す。こういうものについては特別の放射線管理をして、その素性を別にいたしまして処理をするというようなことで、仕分けができるようなシステムをつくります。こういうものについては特別の放射線管理をして、その素性を別にいたしまして処理をするというふうなことで、仕分けができるようなシステムをつくります。この間の高浜であるとか玄海の原子力発電所の事故で、一次冷却水というものが大量に

めて流しておるというのが私の質問に対する皆さ

ん方の答弁で出てきておるわけです、これは科技

府でなくて通産・資源エネルギー庁からですか

ども。とにかく薄めて流したということはこれははつきりしておるわけです。そういたしますと、あ

の中には幾つかの核種が含まれているわけです。一つでは核種の試験をやつたんですけど、一つ

は核種の検査というのはやつてないんです

ね。そういう点で私は非常に危険だと思います

です。ですから、それは事故等の特殊な場合などとい

うことですけれども、しかし同じ半減期にして

も、プルトニウム等の二万何千年というのは別にいたしましても、三十年、五十年あるいは何百

年、大体數百年以内ならないというふうな考え方もあるようなんですねけれども、しかし私は非常に違つと思うんです。そういう点で、事故のときは

厳密にやるけれども日常的にはそんなに厳密にや

うことですけれども、しかし同じ半減期にして

も、 plutoniu

m等の二万何千年とい

ういう点で、私はやはりどういう核

種が含まれておつて、それがどの程度この低レベ

ルの中に含まれておるのかということがチェック

できない。と言つても半減期の長いものばかり

でもない。そういう点で、私はやはりどういう核種が含まれておつて、それがどの程度この低レベルの中に含まれておるのかということがチェックできない。それ以上答弁は出でこないようですから、これ以上お聞きいたしませんが、そういう心配、不安があるのだということをひとつ考えておいていただきたいと思うんです。そういう点で、いまお尋ねして

まだ思つうんです。そういう点で、いまお尋ねしてまだ出でないんです。それだけに私は取り扱い

というものはきわめて慎重にならなければいけないというふうに思うわけです。たとえば三宅、猿橋両氏の計算によるものとOECODの計算によるIAEAの値というものを比較をしてみますと、許容濃度というものが三宅さんたちの場合には二ないしきつたも非常に厳しい値になつてゐるわけなんです。そういう点で、私はこのOECODの例、ここに計算に必要な溶出率から、あるいはこの報告書にもあります水平・鉛直拡散係数、あるいは深層最上部濃度に対する表層濃度の割合、あるいは希釈係数、いろいろずっと係数があるわけです。OECODのその仮定の数値これに対する三宅、猿橋両氏の係数というものを見た場合、非常な差があるんです。そういう点で今度の考え方の中には、先ほど厳しいとおっしゃつてあるんで、幾つか論文も出ているわけですから、あそこには評価もされておりますが、基本的にはどの辺を考えておいでになるんですか。

○政府委員(牧村信之君) 科学技術庁の環境評価

をいたしましたときの専門家の中に、先生ただいまおっしゃられました猿橋先生、これは気象研究所の主任研究員の方でございますが、気象研究の方々、猿橋さんだけではなくてほかの先生も含めまして、水路部の方々、こういう海洋調査をいろいろやつておられる方は入れまして、どういう前提で評価するかモデルづくりから始めたわけございます。そういうようなことで、私どもの行いました点は非常に慎重な評価の仕方をしたと思っておるわけでございます。

たとえば海洋投棄をいたします場合に、海流が水平に当然動いておるわけでございます。流れがあるわけでございますが、たとえばそういう流れはないものといたしますと、局部的に非常にラジオアイソトープ等が濃縮されるわけございます。濃い状態が長く続くといふ環境に与える影響は強くなるわけでござります。そういう流れが全くないと仮定しておるようなこと。それから上艇の何回かにわたる調査によつてわかつてあるわ

への拡散につきましては、これは今度は流れとは別に、できるだけゆっくり拡散すると申しますか上に上がつてくる方が——早く上がると思定するのが厳しいわけでござりますけれども、その流れを、実際の測定とかいろいろなデータよりもこれも十分厳しい条件で、早く放射線が海底から海上に移流するというふうな想定をしておるわけでござります。そこで、たとえばそういう移流等のあれにつきましては、実際の観測値のたとえば十倍であるとか百倍ぐらいの移流を考えると、水平拡散係数につきましては、理論値が一秒当たり十の十乗スクエアセンチのものを約一千分の一の七乗スクエアセンチ・セコンドというふうなことで、水平の拡散はなかなか行われないという想定をとつております。

それから鉛直の拡散係数につきましては、湧昇流が相当あるというようなこと。湧昇流の調査については、底から上まで通したような湧昇流がまだ実際に観測されていないわけでござりますが、それがずっとあるというようなことで、そういう観測値の一けた以上厳しい拡散をするといふふうに言えるのじやないかと思つておるところでござります。

○吉田正雄君 外務省の皆さん、もうちょっとお待ちください、すぐお尋ねいたしますから。あと二、三分くらいでお尋ねいたします。

そこで、確かに報告では、ドラムかんが直ちに投棄と一緒に壊れた場合を想定したり、厳しいいろいろな場面を想定しているというふうなことなつてください、すぐお尋ねいたしますから。あと二、三分くらいでお尋ねいたします。

それから現在の基準ではいいと思つても、さらには今後の実験等やいろんな実態から、現在の基準ではやはりだめだということが後でわかつても、それからすべての核種について、投棄した場合の海中での振る舞いがどのようになつてゐるのかということは、私はまだ十分解明されてないと思うのですが、それはわかつておりますか。これが第二点。

それから現在の基準ではいいと思つても、さらには一体どうするのか。海底、六千メートルの底をさらつてやるというふうなことを考えておいでになるのかどうなのか。そんなことは不可能だ

けです。七四年から七五年にかけて東海岸、西海岸の水深九百メートルであるとか千七百メートル、二千八百メートルというところで観察と海底泥の分析を行つて、セシウム137であるとかブルトニウム239、240が通常レベルの数倍から数十倍といふ数値が出ているわけですから、一けた厳しくすると言つても、一けたでは追いつかないそういう状況といふものも出てくるわけです。特に半減期が短いものは結構です。たとえばストロンチウム90の場合は大体半減期が三十年というふうなことですから、こういうものやセシウム137の場合それはどうということはないと思つんすけれども、いわゆるブルトニウムであるとかあるいはラジウムというふうなことになつてまいりますと、半減期がブルトニウムの場合は二万四千年、それからラジウムの場合が千六百年ということですから、まさにわれわれが今日の状況で数千年や数万年先のことなんて予想できないですから、隔離という考え方方はそもそも成り立たないわけです。

そういうことで、次の点について皆さんどう思つておいでになりますか。

容器についてはいろんな実験をされているようですけれども、現にアメリカのは投棄した場合にはほとんどみんな壊れちゃつてゐるんです、腐食はするし。そういう点でドラムかんの容器については自信があるのかどうなのかということ。

それからすべての核種について、投棄した場合の模様に模擬した、これは圧力はかかるつておりますけれども、腐食試験なども行つておりますけれども、腐食試験などを実験結果を踏まえて、容器はちゃんと規定どおりつくれれば十分数千メートルの海底に投下しても直ちに壊れるようなことはないといふふうに判断しておるところでござります。

なお、アメリカの実験で、先生御指摘のEPAの調査、私どもいろいろ情報入手しておるところでござります。これはアメリカが二、三十年

そういう点で、とりあえず、まず三点、もうちょっと厳密にお聞かせ願いたい。

○政府委員(牧村信之君) まず第一に、容器の問

リカの基準としてもそれほど厳密に基準化されていない時代のものもあつたとも思われますけれども、先生御指摘のように、あるものは腐食によって壊れたものの、近くには放射性核種で、たしかセシウムであつたかと思いますが、測定されたと申しますが、測定されたところを聞いております、スポット的に測定されたと。少し離れるともうないというようなことでござりますので、私どもが想定しておるような、着底してすぐぶつ壊れるというふうなことはなかつたのではないかというふうに考えておるところでございます。

それから放射性核種のそれぞれの振る舞いでござりますけれども、先生の御指摘のような趣旨の振る舞いではあるいはないかもしませんけれども、原子力研究所でドラムかんを裸にいたしまして、セメントの中に同位元素を入れまして、それがどういうふうに海水等に漏れ出してくるかというような実験はやつておるところでございます。それで通常発電所から出てまいります低レベルの放射性の核種の中のセシウムといふのは、コンクリートが水にさらされると比較的浸出しやすいというようなデータも出ておりますが、その浸出量といふものはそれほど大きくないというデータでございます。

ら損害賠償請求が出た場合、あるいは国として出なくても外国の漁業者から損害賠償が仮に日本国政府に対してなされた場合に、これはどういうことになるのか。そんなものは知つてはいない、捨てていいということになつているのだから損害賠償の責めに応ずることにはならぬという立場ですか。それとも、ロンドン条約の精神はもともと、海洋を汚染してはならぬということで無制限の無条件投棄を禁止して、とにかく汚染をしないといふそういう趣旨のこれは条約であつて、本来であるならば全面禁止すべきところなんですが、そうはいかないものですから条件つき制限ということになつたわけですね。全面禁止にはならなかつたわけです。ですから、被害が出ないことを前提としているわけです。汚してはならぬことが前提になつてゐるわけです。だから、現実に被害が出た場合、これは当然損害賠償の問題が私は国際的問題として出てくるのじゃないかと思うので、そのときには現実に仮に請求が出たら、外務省としては条約上そんなことは応じられませんという態度になるのですか。どういうことになるんですか。

○説明員(井口武夫君) 先生の提起なされた問題は仮定の問題でござりますけれども、確かに第10条では「締約国は、」他の国の環境又は他のすべての区域の環境に与える損害についての国家責任に関する国際法の諸原則に基づき、投棄についての責任の評価及び投棄に関する紛争の解決のための手続を作成することを約束する。」ということでございまして、公海上の投棄に関する損害について何らか将来国際的な手続をつくりたいといふことです。この第十条の点は審議されておりません。そもそも過失責任、無過失責任、あるいは原状回復、損害賠償、こういうような問題については、まだ実際国際法自身も実は十分発達しておりませんで、この第十条といふものは将来の確かに努力目標でございますが、現段階では未作成でございます。ちなみに、実はもう一つ、海洋法条約も現在国際的に固まりつつはございますけれども、環境汚染とか海洋の

環境損害に関する国際法というのは、今後やはりその責任あるいは損害補償の問題を含めて国際的にいろいろ交渉しようということでございまして、この段階ではまだそこまで具体的な国際法の規則はできていないということでございます。

○吉田正雄君 法的にあるいは国際法上そういう事態に対してもうするのかというのが整備されていないというのはおっしゃるとおりだらうと思うのです。だから、問題が出た場合に私がいま言つているように損害賠償の事態が出てこないなん特に未加盟国がもし日本の投棄によつて海が汚されるあるいは何らかの影響が出ていたということで魚が売れなくなつたとか、いろんな問題が出て損害賠償請求というものが出了した場合、その場合に現実に応ずるのか応じないのかという問題が当然出てくるわけです。仮定の問題じゃないですよ。そのためだから検討せざるを得ないということになるのかということをお聞きしているんです。

○説明員(井口武夫君) ただいまの実は御質問ですが、確かにかなりむづかしい問題でござりますけれども、少なくともこの条約に違反した行為ではないという意味で条約の違反ということは全くないわけでございますが、それから先仮定の問題になりますけれども、今度は二国間レベルでそういう問題が提起されるときには、またその段階で慎重に検討しなければならないと思います。

○吉田正雄君 国と國の問題でなく、漁業者が直接に日本政府を相手に損害賠償をやつてきたらどうなりますか。

○説明員(井口武夫君) 個人が、これはたゞえ外国人であつてもございますが、確かに海洋投棄によりまして原子力による被害が生じた場合に、は、わが国の原子力損害賠償法は、原子力災害が起きました場合に事業者に損害というものはこれだめでございますが、明らかに原子力災害として法律のある事象が起きた場合でございますが、そういうような場合はこの賠償法の規定に基づきまして事業者に過失の賠償責任が負わされるということになつております。したがいまして、事業者に責任が集中する形であります。したがいまして、原子力事業者は原子力損害の賠償に関する法律に基づきまして、あらかじめ損害賠償措置を講ずるよう義務づけられております。

○吉田正雄君 その場合、この法律をつくったのは日本政府であり、日本政府の認めた基準に従つて海洋投棄をやつたというですから、その場合には直接的にはそれが損害賠償をやるということがありますか。それは事業者ですか、運搬した人ですか、日本政府ですか。

○政府委員(牧村信之君) 事業者でござります。廢棄物を排出した事業者でござります。

○吉田正雄君 私は、その点やっぱり若干問題が出てくるわけです。仮定の問題じゃないですよ。そのためだから検討せざるを得ないということになるのか、厚生省の方、もうちょっとお聞きたいと思います。

○政府委員(牧村信之君) 厚生省の方がた、いまおられませんので、後ほどでも調べまして御報告されたいと思います。

○吉田正雄君 外務省の方、もうちょっとお聞きたいと思うのですが、時間の関係がありますから、これ以上聞いてもまた仮定の問題だなんとうるさい話になつて、なかなか明確な答弁も得られませんから、最悪の事態に備えてその辺はぜひ検討しておいていただかないと、私は何かいう話になつて、なかなか明確な答弁も得られませんから、事故が起きたのかというその因果関係によって、私は損害の責めを負う者というものが違つてくると思うんです。したがつて、いまの場合も單に事業者ですということで片づけることができるのかどうか、私は非常に大きな問題が出てくるのではないかというふうに思ふんです、これは国が認めているのですから。しかも国の定めた基準をパスしたわけですから。ちょうどスモン病のように認可をしたのは厚生省であつて、製薬会社などは国の許可に基づいてやつてゐるのでしょうか。だから國の損害賠償の問題も当然出てくるわけです。これは事業者だなんて簡単に片づけることはならないわけです。そういう点で薬と廃棄物という違いはありますけれども、私はそう簡単に割り切つてはいけないと思うのです。そんな割り切り方でよろしいんですか。

○政府委員(牧村信之君) 航空機による廃棄物はどうなりますか、この場合。

○政府委員(牧村信之君) 航空機による場合もこの条約の規定に基づきまして規制されるわけでございますが、実際問題としては航空機による投棄というものはまずあり得ないと考えております。

○吉田正雄君 あり得ないということをやつてもいいということは違いますし、飛行機からは考えていらないのだ、認めないと考へています。

○吉田正雄君 いいということには違いますし、飛行機からは考えていらないのだ、認めないと考へています。

○政府委員(牧村信之君) 規制法等におきまして、航空機からの投棄というのは現在認めておりません。

○吉田正雄君 認めていないというのは、航空機によるものは認めないと明示してあるということ

す。したがいまして、事業者に責任が集中する形になつておりますので、先生がお話しの御懸念は全くないというふうに考へるところでござります。

○吉田正雄君 ここへは厚生省見えていませんから、ちょっとと厚生省に聞くわけにいかない。薬の場合はどうなつてますか。たとえば、ずいぶん問題になつてますか。全部事業者に負わされてますか。

もとしてはそういう事態にできるだけならないよううに配慮してまいりたいと考えております。また、それが緊急に投棄しなくてはならないような事態が起きたときに、比較的浅いところで起きたような場合にはできるだけ引き揚げるとか、そういうような事後の処置を万全をとつてやつていかなくてはならないというふうに考えておるところでございます。

○吉田正雄君 長期予報にも、その日の予報にも出でないたとえば突風であるとか、たつまき等現に被害があるわけですから、私は、そういう非常の場合に備えて事後措置をどういうふうにするのか、これはまさに災害ということに私は匹敵すると思ひますから、そのこともひとつ十分対策を講ずることで検討していただきたいと思うんでございます。

それから投棄作業中の被曝というものは輸送中の被曝よりも非常に大きくなると思われるのですが、どの程度までを考えておいでになるのか、資料、説明書等にも出ておりますけれども、どうもあの程度でははつきりいたしませんので、単に一航海といつてもいろいろ日数もありますし、そういう点でもうちよつとそのところを詳しくお聞かせ願いたいと思うんです。

○政府委員(牧村信之君) 海洋投棄を実施いたしました際に、投棄地点に参りまして、船が低速で走りながら落としていくわけでございます。そういう際にクレーンにドラムかんをつるして落としていくというような作業をいま考えておるわけですが、さういたしますと、確かにクレーンがちゃんと投棄物をつかんでおるかどうかという確認、あるいはそういうつかむときの補助作業として自動化ができる面が若干ござります。そういうときに作業者は、ドラムかんを積んだ作業場所と申しますが、そこへ行つて作業しなくてはなりません。そういうような作業者の被曝が予想されるわけでござります。それをできるだけ低減化するようにいま盛んに調査あるいは措置を検討しておりますけれども、いずれにしても、ただいま

私が申し上げましたような作業で若干の被曝はやむを得ないのじゃないかというふうに見られておるわけでございます。

そこで、安全委員会では、特に海洋の投棄に当たっての安全評価をしましたときに、従業員が多くなります。その結果が、三千本の投棄を実施した場合につきましての被曝量の推定を実施したわけでございます。それは放射線下の従業者の線量限度の二十分の一ぐらくなつておるがござりますけれども、被曝する被曝量は従業者一人当たり約三百五十ミリレム程度になるという算定をしたわけでございます。これは放射線下の従業者の線量限度の二十分の一ぐらになつておるわけでございます。しかし、これがいつもこういう量を受けるというのはそれほど望ましいことはございませんので、一航海と申しますと三日な

いし四日の間にあれするわけでございますので、この低減化というのは、これから試験的な海洋投棄を実施して、その結果を判断しつつさらに低減化するい方法を考えていきたいというふうな検討課題の一つになつておるところでございます。

○吉田正雄君 被曝線量に対する基本的な考え方については、ICRPと日本の場合には非常に違います。これは後ほどの放射性同位元素等の改正の際の質問で私の考え方を述べたいと思つておりますけれども、ここでお聞きしたいのは、は、とにかく一航海、わずかの期間の間に二百五十五ミリという線を抑えておつても私はこの二百五十五ミリではおさまらないのじゃないかという感じがしますし、日本の場合には許容線量というのはそこまで浴びていいという考え方方がこれは原発なんかの場合は政府の考え方もあるんです。ここはICRPの考え方と抜本的に違つておる。そこまで浴びていい数字であつてはならないんです。

○政府委員(牧村信之君) 海洋投棄を実施いたしました際に、投棄地点に参りまして、船が低速で走りながら落としていくわけでございます。そういう際にクレーンにドラムかんをつるして落としていくというような作業をいま考えておるわけですが、さういたしますと、確かにクレーンがちゃんと投棄物をつかんでおるかどうかかという確認、あるいはそういうつかむときの補助作業として自動化ができる面が若干ござります。そういうときに作業者は、ドラムかんを積んだ作業場所と申しますが、そこへ行つて作業しなくてはなりません。そういうような作業者の被曝が予想されるわけでござります。それをできるだけ低減化するようにいま盛んに調査あるいは措置を検討しておりますけれども、いずれにしても、ただいま

思うんです、非常に高いし。しかもこれでおさまることはどうも考えられない。もっと浴びるのじゃないかという私は心配を持っているんです。この点どうですか。

○政府委員(牧村信之君) これも実は作業環境を想定しての被曝予想量でございまして、四、五人の作業員が三千本ぐらいを投棄するときに一番浴びたとしてもどのくらいになるだろうかというこれまで机上の計算でやつておりますので、先生御指摘のように、これよりふえるかどうか。私どもはこれ以下に下げ得るのじゃないかというふうに、わりあい厳しい条件で算定されたものでございまして、それも御指摘のとおりでございます。

○吉田正雄君 もう一つ、私はこの海洋投棄は反対なんです。反対ですけれども、この法案が通れば皆さん方おやりになるでしょう、これは来年ごろからとということをおっしゃつておるわけです。だから、そこでも、いまのうちに厳しく注文しておいた方がいいと思うので申し上げておるのですが、つい先般例の廃棄物の海洋投棄で、投棄してはならないものを、スラッシュを投棄したといふことと、ついぶん報道もされ国会でも論議をされただところです。あのときにもう少し時間があつたら私は質問者がもうちょっと突っ込んでやる予定だったのではないかと思っておりますことの一つに、こういうことがあるんです。あそこに働く労働者というものが仮にもそんなことになつたところで、あのときにもう少し時間があつたら私は質問者がもうちょっと突っ込んでやる予定だったのではないかと思っておりますことの一つに、こういうことがあるんです。あそこに働く労働者というものが仮にもそんなことになつた大変だというふうに思いますので、これは大変だということにならないような厳重な監視体制というものを私は設けるべきではないかと思いますので、その辺の大臣のお考えをお聞かせね証拠になつたわけですから、現に行われているわけですね。

○國務大臣(長田裕二君) 私どもは、原子力の研究開発、大変大事なこの問題についての前提は、安全性につきましての国民の理解と信頼を受けること、それが一番大事だ、そのように考えております。

なお、いまの御指摘の問題は別ですが、今後の低レベルの廃棄物処分の問題は、国の職員も、それからOECDの原子力関係の職員も、ともにその船に乗り込んでやるという構えでございます。

先ほどのお話をのようなことは絶対に起こさない、

そのような決意でありますし、そのような体制も整っている、そういうふうに考えております。

○吉田正雄君 それでは、この原子炉等規制法の改正案については一応私の質問は終わりまして、次に、放射性同位元素等による放射線障害防止法改正案について幾つかお尋ねいたしたいと思いま

す。

最初に、放射性同位元素の利用というものが年々拡大されてきておるわけですねども、その状況についてお尋ねいたします。

まず第一点として、障害防止法施行当時取扱事業所数というものがどれくらいであったのか、そしてそこでは主として何を取り扱っていたか。

第二点としては、利用分野が基礎的なものから応用的なものに飛躍的に拡大されておる中で事業所数も約四千というふうに非常に多くなってきているわけです。そこで、四千という数字であっても、非常に大がかりなものから簡単な単純なものというふうにあるわけですので、利用分野別の取扱事業所数というものがそれぞれどんな割合になつておるのかということ。

第三点として、R-I装備機器は現在一万台といふうになつておりますけれども、特に今回規制の対象にしてより強化しなければならぬというふうに思われる分野といいますか、これはどういうふうに分類されるのか、最初にお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(牧村信之君) 障害防止法が施行されました三十三年度の年度末のラジオアイソotope等の取扱事業所数は合計で五十一事業所でございました。その内訳は、教育機関が二機関、それから研究機関が五、医療機関が三十七、民間企業が六、販売事業所これはR-Iを販売する事業所でございますが、一の、五十一事業所でございました。

先生おっしゃいますように、三十三年当時は日本でも一般的に使われ始めた草分けの時代でございましたので、その使い方も非常に小規模であります、また研究的な要素が大部分でございました。

たとえば医学面ではラジウムであるとかトリチウム、コバルトというようなもので照射の治療等の研究に使うというような程度でございました。また企業面ではイリジウムあるいはセシウム等で、これは比較的非破壊検査というようなことに早くから利用がされる手法がすでにあつたわけでござります。それから研究用としては、これは農業、工業、医学等で研究機関がいろいろとコバルト60

を用いましたり、その他の放射性核種で放射化分析あるいはトレーサー実験等を行つておったわけでございます。

その後、急激に利用の増大が続きまして、最近において、先生の御指摘のように現在は四千事業所を超えるような利用の拡大があるわけでございます。

それで、先生の御指摘のようになります。面につきまして特徴的に申しますと、最近の傾向といたしまして、利用分野の拡大のうち、たとえば公害分析であるとか製品の品質管理等にR-Iを使用しました機器類が相当大量に使われるようになったことがまず第一点に挙げられようかと思ひます。それから先ほどからも出ておりました病院

の利用、すなわち診断、治療に短寿命のアイソotopeを使う分野が非常にふえてきております。このうち最初に申し上げました公害分析であるとか製品の品質管理に用います代表的な装置は、たとえばガスクロマトグラフィーという分析装置でございますけれども、これらは工場等の製品の品質管理に相当使われております。また同様に、物

までに申し上げましたよりは伸び率は低うございませんけれども、大線量のR-Iを使う事業所も着実に伸びてきておるところでございます。

それからもう一方、医療機関で、アイソotopeではございませんで、放射線発生装置をがんなどに使われておるところでございます。

最近の、これも四十九年度と五十三年度を比較いたしてみますと、約三百三十台程度のものが四百十台ぐらいにふえておる、約三割ぐらいは増加しておるということで、毎年一〇%以上は着実にふえておるというのが現在の実情でござります。

それで、私どもいたしましては、特にR-Iを装備したそういう計測器等が非常にふえてきておりますが、現在の規制法ではある一定量以上のアイソotopeを使う場合には使用の許可をとる必要がありますが、その使用の許可を同じ型式のものでも一旦使用許可を与えなければならないということも、非常に事務の煩瑣な処置を必要としておりますので、こういう計測器等で、あるメーカーが大量に製造いたしまして同一の種類のものが大量に使われているものは規制の仕方を今回若干変えさせていただきたいということで、R-I装備機器の型式承認の制度を障害防止という観点から行わせていただきたいということも含めまして、規制の強化並びに合理化を図る法律改正をお願いしております。

○吉田正雄君 それから今回の法改正で放射線取扱主任についていろいろな点で規制が強化されたりしておるわけですねども、現在の有資格者数はどれくらいなのか、それから毎年どれくらい受験者があるのか。それから資格取得で、今回の改善内容というのはどういう点があるのか、これらについてお聞かせ願いたいと 思います。

に置かなければいけない制度でございます。それ以下のものを第二種、ある一定量以下のものを第二種にしておるわけでございますが、現在までに二種にしておる方の資格を取つておる方は、試験を受けた試験によらないで認定をした方が三百五十名おりますので、これは二年間でやめておりますけれども、それを加えまして二万五千八百六十

でございます。それからもう一方、医療機関で、アイソotopeではございませんで、放射線発生装置をがんなどに使われておるところでございます。

それから学生の受験者がふえてきたということ、あるいは学生でなくとも、学生というのは通常放射線の取り扱いの実務を経験していない方が多いのです。この取扱主任者の問題といたしましては、いわゆる学生の受験者がふえてきたということ、

ますけれども、毎年約一万人の方が受験を希望し、受けておられるわけでございます。こういう受験者は日本じゅうに散らばっておりますので、五名になっております。

それで、最近のこの試験の受験者の数でござりますけれども、毎年約一万人の方が受験を希望し、受けておられるわけでございます。こういう受験者は日本じゅうに散らばっておりますので、五名になっております。

点でございます。

それから先ほどもお話し申し上げました放射性

同位元素を使った放射線装備機器類のうち、ガス

クロマトグラフィーであるとか、厚さ計であるとか、硫黄計というような、それほど量的には少ないR-Iを使っておる装備機器で、しかもその機器自体の中で十分放射線の遮蔽ができるおもてで、安全な種類に限定いたしまして、そういう機器を取り扱う場合には試験を受けなくとも指定した講習を受けることによりまして取扱主任者になし得るという便法もつけ加えて、強化同時に若干緩めることも加えまして主任者の判断を改善させていただきたいというのが今回の改正に当たりましてのお願いです。

いけないという確認義務を新たに設けさせていただいております。この一定量以上輸送する場合で検査を受けなければいけないような制度も加えまして、確認義務というものをつくったわけでござります。

また、こういうような輸送をいたしますときには政令で定める場合、これは一定量以上の場合でございますが、都道府県公安委員会に届け出を義務づけております。公安委員会は、その届け出を受けたときには一定の指導ができるようなシステムをつくつてあるところでござります。

○政府委員(牧村信之君) 今回の輸送関係の安全規制につきましては、簡単にしたと申しますよりも、すべて強化の方に動いておると私は考えておるのでござりますが、これはI A E A がこういう放射性物質の、核燃料物質も含めてでございますが、輸送に当たっての国際基準を定めております。その新しい規則にのっとりまして障害防止法の方の改正がおくれておりましたので改正させていただきたいということをごぞいます。

それで、今までの法律体系では事業所の内外どちらとの輸送というものを一緒ににしておりましたが、事業所内につきましては事業者の責任で事業者が自主的にちゃんとチェックしなさいという制度にしてございまして、一步外に出ましたときには厳重に従来以上に管理する手法を取り入れたわけでござります。したがいまして、事業所外で運搬をいたします場合には、政令で定めます一定の量以上を輸送いたしますときには、輸送の物につきましては科学技術庁長官、それから輸送方法につきましては運輸大臣が確認しなければ

が四千事業所にもなつておるとかいろいろとで、それから試験等についても四ヵ所でやるといつてですが、毎年一万人ずつ受験者がふえるといふうことでもあってこれは大変だと思うんです。そういうことで、今度の指定機関といふものは、一体どういうふうなものを考えておいでになるのか。それから激増するいろんな業務について、果たしてそれらの指定機関の限られた人員なりあるのは、いは機器の特に検査、こういうものについて本当にやり得るのかどうなのか。そのことを一番心配するものですから、その点について御説明をお願いしたいと思うんです。

○政府委員(牧村信之君) この指定機関というのには、法律上はそれぞれの業務に分けまして機関をつくつておるわけでございますが、私どももいたしましては、この法律改正をお認めいただいてから直ちに一つの公益法人をつくりまして、そこの各種の指定機関の業務を代行させようと思っております。したがいまして、指定機関ごとにいづれい法人をつくるということではなくて、できるだけ

○吉田正雄君 次に、放射線防護基準として一
七七年に国際放射線防護委員会、ICRPが出した勧告パブリケーション二十六が今回の改正に当たってどのように考慮されたか、これが具体的にはどこに盛り込まれておるのかということをお聞きしたいと思うのですが、その前に、先ほどの質問の最後のところでもちよと申し上げましょ
が、ICRPの放射線防護に対する考え方と日本における受けとめ方、考え方というものは非常的な差があるわけです。そこで、私は、この法改
の時期に際して、特に大臣や科学技術庁の皆さんにはその点を今後真剣に検討していただきたい
と思うんです。

昨年十二月七日の委員会で、私が福島原発について定期検査での被曝許容線量をどのように考
おけるのか、許容線量というよりも定期検査時
うものを百ミリから今度は千ミリレムに上げる
ではないかというお尋ねをしたところ、通産省はそんなことは考えていないし聞いたことも

ミリレムも浴びるのですよということを言われて働く労働者なんか一人もいないです。そんなことが知らぬでみんな働かされておったわけです、いまでは。大変なことなんです。一番よく知つていふ人ほどいやがるんです。

正確な数字は忘れましたが、たしか三、四年前だと思いますけれども、東京電力の労働組合が組合員に対して調査をやつたのです。あなたは原発の現場で働きますかという調査をやりましたら、たしか七〇%前後の皆さんが一日も早く現場から逃げ出してほかの職場へ移りたいと答えておるんです。いろんな深刻な結果が組合側がやつた調査でも出ているんです。組合側がやつた調査で出ているという言い方はおかしいと思ひますが、いうとおり、東京電力、いわゆる電力労連というのは原発積極推進ですから、下手なことを書いたら逆に組合員からやられるような組合ですから、そういう組合の調査ですら組合員の多くの皆さんがあつぱり被曝はいやだ、結婚してまた変な子供でも生まつたら大変だというふうなこともあって、できる

いけないという確認義務を新たに設けさせていた
だいております。この一定量以上輸送する場合で
も、非常に大量に輸送するような場合は現地で検
査を受けなければいけないような制度も加えまし
て、確認義務というものをつくったわけですが、
ます。

また、こういうような輸送をいたしますときに
は政令で定める場合、これは一定量以上の場合で
ございますが、都道府県公安委員会に届け出を義
務づけております。公安委員会は、その届け出を
受けたときには一定の指導ができるようなシステ
ムをつくるあるところでございます。

○吉田正雄君 次に、今回の法改正の中でも非常
に大きなものとして、いろんな業務あるいは検査
等が大変な分量になってきておるということもあ
つて、指定機関による業務代行制度というものが
今回新たに設けられることになったわけですけれ
ども、私が一番心配いたしますのは、全国で、先
ほども最初に質問した中でも、事業所というもの
だけれども、一つの能力のある法人をつくりたいというふうに考えておるところです。

そこで、たとえば国としてはここが厳正に業務
をやれるように監督もするわけでございますけれども、何分にも初めてこういう機関をつくるわけ
でございますので、スタートの時点等におきま
しては特に助成措置が必要であろうと考えておるこ
とでございます。そこで、この指定機関は、業務
を代行しますときに検査料等を取りまして食つて
いくわけでございますけれども、たとえば試験等
あるいは講習を実施いたします講習の代行機関と
してはいろいろな施設が必要でございます。こ

ういう施設につきましては、本年度予算で施設建設
費を国が建てるということで予算要求しております
して、国が建てまして、それをこの指定機関に
公益法人に無償貸与するというような助成措置を
とりまして、この機関の円滑な運営に資する基盤
をつくるてやりたいというふうに考えておるところです。

いというふうなことで、徹底してそのときは否定されておったんだす。大臣もお聞きのとおりなんです。ところが、その後、私の総理大臣に対する文書質問の中では、私の指摘したとおり、十倍の一日一千ミリレムまでは認める、認めるというよりも法規制がないわけですから、電力会社が一方的にそういう内部目安というものを決めてそれで労働者を動かせておったという事実が明らかになつたわけです。私はあれを見て、これは非常に大変なことだと思ったんです。ことしに入つてから予算委員会における私の質問に対して、同じく通産当局がどういう答弁をやつたかといいますと、日本における基準というのは三ヶ月間三レムが許容範囲になつております、したがつて一日三レム浴びても、三千ミリレム浴びても三ヶ月間三千ミリレムにどどまつておればこれでよろしいのですといふ、そういう考え方を披瀝されたわけです。私はこれを聞いてびっくりしたわけです。そんな勇気のある人間、一日に千ミリレムとか三千ミリレムも浴びるのですよということを言われて働く労働者なんか一人もいないです。そんなことを知らぬでみんな働かされておつたわけです、いままでは。大変なことなんです。一番よく知つている人ほどいやがるんです。

だけ早くそういう職場から逃げ出したいということが端的に出たわけです。そういう点で、私は低線量被曝の影響というものに対する認識なり評価というものが、当局やあるいは電力会社を中心とする原子力を扱う管理者なり、あるいは管理者というよりも直接それに携わらない経営者、管理者、こういう者の認識が非常に薄い、甘いというよりも、実態というか、その恐ろしさというものをつかんでいない、認識をしていない、こういう点でむしろ私は背筋の寒い思いをしているんです。私は、この労働者被曝の許容線量というものはいま三ヵ月三レム、三千ミリレムというふうに規定され、年間五レムというふうに規定されていますけれども、これは徹底的に下げるべきだ。私たちの社会党の考え方では、たとえばこれは原発に限らないわけですけれども、原発の問題で言つたから原発に就労する者についてははどうぶつをついているのですが、これは何も原発に限らぬわけです。ですから原発に就労する者についても、それはなぜか、その根拠は何かと云つておられるのです。ICRPは、年五レムの線量当量限度で管理されていると実際には職業上の平均年線量当量は五百ミリレム以下になつていて、この値は危険度が十の四乗分の〇・五で、十のマイナス四乗から十のマイナス五乗の間にあり、職業上の容認できると考へられている危険、年十のマイナス四乗の範囲内にあると述べているのです。つまり年五レムという線量当量制限といふものを設けても実際はその十分の一の五百ミリレム以下におさまっているということで、五レムまで浴びていいという考え方ではないんですね。

ところが、日本での法令に定める最大許容線量に対する政府、電力会社の考え方、あるいはこういうものを取り扱う管理者の考え方は、ICRPの管理基準値に対する考え方とは異なって、ここまでは被曝してもよいという考え方なんですね。ま

た、実際にもそのように運営されているわけですが。そのことは私が先ほど申し上げましたように、たとえば三ヵ月三レムであるから、極端な言葉をすれば一日三レム浴びたってそれは基準内におさまっておつて違法ではないのだというそういう考え方をすれば、東京電力の労働組合はどういう諸外国では考えられもしない途方もない目安線量というものを設けて実際に炉心内の作業を労働者にさせているということが明らかになったわけです。ところが、東京電力の労働組合はどうかというと、労働交渉、労働協約の中で、協約までいったかどうかわかりませんが、会社側との交渉の中で確認しているのは、自分たちだけは百ミリレム以内あるいは三十ミリレム以内という、他の下請労働者の十分の一でもってこの管理線量を抑えているわけです。こんなばかげた差別を許しておくこと 자체これは大問題であるわけです。

そういう点で、私は通産省の電力会社に対する指導であるとか、それからまたこれは大臣によく聞いておいでいただきたいのですが、原子力安全委員会といふのは、この労働者被曝も含めた安全性についての基準を定めたり、あるいはそれが基準に合致しないというふうな場合のとにかく原子力に関する安全性についての責任というのをこの安全委員会が負つていてるわけです。ところが、このような現状が放置されておるわけです。だから私は大変だというふうに思つておるわけです。だから私は大変だというふうに思つておるわけです。私は言わせれば、この年五百ミリレムの基準さえ職業上の他の危険、さらには内部被曝、放射線の遺伝的効果による危険を考慮するどころでも安全な数値であるとは言ひがたいわけです。たとえばマンクレゾ等は、ハンフォードのデータの分析を再分析した結果、がん死亡の割合はICRPの勧告値より七倍以上高いことを発見しているわけです。ICRPの勧告値は、原爆被爆者や強直性脊椎炎患者の調査結果に基づくものであるわけですが、これらの集団ががん以外の死亡率が高く短期間に高線量の被曝をしたものであるのにに対し、ハンフォードのデータは、原子力産業労働者につ

いて、がん以外の死亡率が特に高くないうグループが低線量率で低線量の被曝をした場合の唯一のデータであることから、ICRPを始め各国は、勧告や法令化に当たつてこのハンフォードのデータにさまで、ここで私がつけ加えて申し上げたいと思いますのは、この外部被曝というのだけではなく、この内部被曝というのだけではなく、実は他の物質との相乗効果というものが最も大きいです。そこで私がつけ加えて申し上げたいとおもいますのは、この外部被曝というのだけではなく、これは他の物質との相乗作用というものが最も大きいです。たとえば近年エチオニンと放射線との肝臓がん発生に対する相乗作用や、ウラン微粉末とたばこの煙との相乗作用については、N·C·テレスほかの皆さんがウイーンで開かれたIAEAの放射線誘発がんに関するシンポジウムの中でこれは述べておるわけですし、それからウラン微粉末とたばこの煙との呼吸器がんに対する相乗作用についてはV·E·アーチャーほかの皆さんのが述べておるところです。これはジャーナル·オブ·オキュベーションナル·メディスン十五巻の二百四ページに出でておりますけれども、そういうことで相乗作用というものが最近非常に明らかになつてきただけです。そういう点で私たちとしては、單にその放射線被曝をする職場での被曝だけでなく、いろいろな危険な物質に取り巻かれておるというところからも、どんなに強く抑えておることでいいということはないというふうに思うわけです。

また、特に女性と幼児に対する影響というの是非常に強いといふことも最近明らかになつていています。一般公衆の中には、従来の幼児等だけではなくて、女性の乳がんに関する研究、あるいはプロス等の研究によってがんに関する特に感受性の高いグループがあるといふことが最近わかっています。そういうことで、私たちとしてはこの放射線被曝についてはできるだけ抑えておるわけです。そういうことで、私たちとしてはこの放射線被曝についてはできるだけ抑えておきたいことが望ましいわけです。

まだ、これからずっと述べたいのですけれども、きょうはこの問題を中心にしていうことでないわけですが、しかし、私は今度のこの法改正の趣旨というものについて、もし認識が、私が当初指摘し、現実にいまの日本の運営の中で行われているような許容線量というものに対する考え方が、ここまで浴びてもいいのだというそういう考え方であるならばこれは基本的に間違つておるくて、実は他の物質との相乗効果というものが最も大きいです。たとえば近年エチオニンと放射線との肝臓がん発生に対する相乗作用や、ウラン微粉末とたばこの煙との相乗作用については、N·C·テレスほかの皆さんがウイーンで開かれたIAEAの放射線誘発がんに関するシンポジウムの中でこれは述べておるわけですし、それからウラン微粉末とたばこの煙との呼吸器がんに対する相乗作用についてはV·E·アーチャーほかの皆さんのが述べておるところです。これはジャーナル·オブ·オキュベーションナル·メディスン十五巻の二百四ページに出でておりますけれども、そういうことで相乗作用というものが最近非常に明らかになつてきただけです。そういう点で私たちとしては、單にその放射線被曝をする職場での被曝だけでなく、いろいろな危険な物質に取り巻かれておるというところからも、どんなに強く抑えておることでいいということはないといふことが望ましいわけです。

なお、この法案で特にICRPの勧告と密接な

関係を持つて修正された面につきましては、従来から行っております放射線作業者の健康診断についての考え方が、従来は異常者の発見ということが目的になつておりますけれども、先生の先ほど御指摘もございましたような年間五レムで A.R.A の精神を入れて適当に管理されておる施設では、異常者の発見という目的で健康診断を行つては、適当でない、むしろ医学的なサーベーランスとして業務を継続してもいいかどうかを確認することに置くというような点での問題点の指摘は、法律マターでございますので取り入れられております。それから今後 I.C.R.P の考え方から新たにとらなければいけない諸問題といたしまして、先生ただいま御指摘の職業人の線量当量限度、これは現在三ヶ月三レムでございますが、新しい勧告では年間五レムということにする勧告が出ておるわけでございます。そういうような点、その他細かい政令、府令あるいは規則の段階での改正マターにつきましては、現在放射線審議会並びに安全委員会の専門部会で引き続き検討が行われておるところでございます。

○吉田正雄君 最後のところで、従来の三ヶ月三レムから今度は年間五レムというふうに勧告も変わつておる、変えられるという説明があるわけですけれども、ですから、私は日本における受けとめ方とそれから I.C.R.P なり諸外国における受けとめ方が基本的にどうも違つているようなので、下手をするとき、また基準を厳しくするのではなくて、私がさつき言つたように、三ヶ月三レムだから一日三レム浴びたって三ヶ月間その後浴びなければそれでいいのだという考え方が、今度年間五レムということになつたら一日五レム浴びたって後一年間何も浴びなければいいという、とんでもないところへいく危険性があるということなんですね。日本ではそこまで浴びていいという考え方方。I.C.R.P の場合にはそうじゃなくて、さつき説明したように、年間五レムとなつておるのはそこまで浴びていいという考え方じゃないんです。年間五レムというふうに設定すれば実際的にはその十

分の一の五百ミリレムにおさまっているという、そういう考え方なんです。だから、私はそういう点でも、もうちょっと基本的な考え方というものを検討していく必要があるだろうというふうに思います。

大臣、私のところに十数例資料が入っておりま
すけれども、管理がきわめて不十分、でたらめであつたためにどれだけ被曝したのかが明確でない、しかし、これはだれが見ても放射線被曝によるものであるということははつきりしている人たちが数人、そして現にこれはもう大変な事態になつていています。それから今度は、いま言う基準以内の三カ月三レムという基準内であつたけれども、明らかに放射線被曝であるという例が残りの例なんです。これで見ますと、私は三レムだから大丈夫ではなくて、三レム以内の低線量であつても、やはり被曝の恐ろしさというのはだんだん最近はつきりしてきたのではないかという感じがするんです。その問題については、いずれこの科技術でやりますか、あるいは商工委員会でやりますか、具体的な例をもとにして私はこの問題について徹底した論議をやつてみたい、というふうに思つておるんですが、とにかく私がいま入手している資料ではそういうことがはつきり出てきているんです。そういうことで私は、今回の法改正でそこまでの抜本的な検討は無理ですけれども、そのことを頭に置いてこれから法の運用、いまさら基準を変えるとかなんか言つたってこれはなかなか簡単にいかぬでしようけれども、運用上はできるだけ低線量に抑える、被曝はできるだけ避けていくという、こういうひとつ精神で法を運用していただきたいと思うんです。

そこで、法体系の整備についてありますけれども、まず最初に、原子炉等規制法それから労働安全衛生法との関係ではどのような点を整備すべきだと思われたのか。今回の改正ではどの点が取り上げられ、将来関連法案の全面的、統一的な改正がなされる必要があると思われる部分がどこなのか。非常に広範多岐にわたっているものですか

ら、そういう点で関連法案と統一的に私は整備をしていく必要があるのじゃないかという観点からいま申し上げているのです。まず、その点を最初にお聞かせください。

○政府委員(牧村信之君) 先生御指摘の原子炉等規制法並びにR-I関係の障害防止法並びに労働省が所管しております労働安全衛生法等々で原子力の放射線トでの作業等に関する規制が、物によりましては完全にダブつておるわけでございまして。この点につきましては、原子力関係の二法におきましては事業者を規制する法律でございます。一方、労働省の法律はもちろん事業者を規制するわけでございますが、法の精神が、労働者がこういう放射線障害にならないようについての労働者の立場の面を見てからの規制ということもあります。そのやり方が基準的に整つて、違つておるということはこれは望ましいことではないと思いまが、法の精神から申しまして、それそれがダブルのはやむを得ないところではないかと感じておるわけでございます。しかしながら、たとえば厚生省の法律とうちの法律で適用除外等と申しますか、抜けておると申しますか、非常に複雑な関係でもち合つておる問題等ございます。この辺につきまして並びに技術基準を合一化するといふにつきましては、技術基準を制定しますようなときに当然放射線審議会の議を経ることに義務づけられておりますので、私どもとしては、各省厅が同一の考え方で同一の基準で、それぞれの法律の精神にもちろんのつとるわけござりますけれども、行われるようすべきではないかといふことで、今後、関係の放射線審議会であるとか安全委員会での基本的な議論をしますときに、引き続き御議論をいただきたいと思つておるところでございます。現状におきましてはそういうことでございますので、できるだけ早い期間に、基準の齊一化につきましてはできるだけ早く進めてまいりたいというふうに考えておるところでございま

○委員長（塙出啓典君）この際、委員の異動について御報告いたします。
本日、源田実君、玉置和郎君、中山太郎君、森下昭司君、福間知之君及び佐藤昭夫君が委員を辞任され、その補欠として降矢敬義君、増岡康治君、伊江朝雄君、高杉忠良君、広田幸一君及び下田京子君が選任されました。

法、薬事法に一括して規制した方がベターなのじゃないかなどという意見も出でることは事実でござります。このようなことでアイソotopeを使う方が混乱を生じることのないようにしていきたいと思っておりますが、今回の改正ではそういう点についての話し合いまでは至っていないのが現状でござります。

○吉田正雄君 時間も余りないようですので、聞きたいことはたくさんあります、幾つかにしましてお聞きします。

先ほどもちょっと出ておったようですが、RI 管理状況についてですけれども、ここ数年の事故の状況がどうなつておるのか。

それからR-I取扱事業所における放射線検査官の立入検査実施の状況とそれから検査結果。それに基づく問題点がどのようなものかということ。
それからR-I施設に対する使用開始前検査はどのように施設が予定されているのか。

それから定期検査は事前検査を必要とした施設に限定するのか。

検査代行機関と検査の基準というのは、これは先ほどお聞きしたから結構でござります。

これらについてお聞きいたします。

○政府委員(牧村信之君) ここ数年の事故の状況でございますが、放射線障害防止法の規制の対象になつております事業所で、この五年間に被曝事故が七件、それから紛失事故が九件、盗難事故が一件、その他七件で、計二十四件が報告されております。

私どもの現在の法律体系では、先生御指摘のように立入検査をやつておるわけでございますが、立入検査の結果は毎年集計して整理しておるとこになつております事業所で、この五年間に被曝事故が七件、それから紛失事故が九件、盗難事故がいたしますのは最近は四百件前後でございまして。その検査に当たりましては、改善を要しそう

に思われる業種等にある程度重点を置きつつ実施しておるわけでござりますが、五十三年度におきましては四百六十事業所について立入検査を行ております。このうち何らかの違反を指摘してまいりました事業所は、入りました事業所の約六割の三百七十四事業所で何らかの違反がござります。これらは、たとえば軽いものでは、施設のうち標識をちゃんとつけるとか、注意事項を掲示しないといふのがなされていないというようなことも含めての違反でございますが、そういうものは直ちに口頭でちゃんとしなさいということを指示しておるわけでござります。そのほか施設関係の違反で、作業室の床が本来汚染した場合にすぐ除染できるようにつるにつるになつていていることを基準に書いてあるわけでございますが、それがひび割れしておつたりしておるようなところも出てくればそういう点を直させるというようなことで、ほとんどの事業所の違反は違反ではござりますけれども、従業者に対する被曝ということを守る観点の法律の趣旨から言いますと、そういう事態に至つてないのが大部分でございます。そういうものを参考次第指示しておるところでござります。

それから特に重要なのは、法令で定められております従業者の被曝の測定、放射線量の測定あるいは健康診断等が着実に行われているかどうかといふことについても重点的に調べておるところでございますが、ややもすると記帳が行われていないというようなこと、それから健康診断等が定期的に行われていないなどのを発見するケースが多く見られておりまして、その都度厳重に注意してきておるところでございます。

それから今回の法改正で使用前検査と定期検査の義務づけをお願いしておるところでござりますが、私どもとしては、どの程度以上の線量を取扱う施設にこの施設検査または定期検査を義務づけるかにつきまして決めていかなくてはならないわけですがござりますが、この点につきましては、事務局としての案はいろいろ考えておるところでございますが、私どもとしては、放射線審議会にお諮り

いたしましてその御意見も取り入れた形で実施したいというふうに考えておるところでございまます。いずれにいたしましても、放射性同位元素の種類であるとか形態によりまして違つくるあるいは取扱量によりまして違うものと考えておられます。ある一定量以上のものにつきましてそういうことを義務づけたいと思っております。
それから施設検査を受けなければならないような施設は必ず定期検査をやるという考え方で進めてまいりたいと思っております。

○吉田正雄君 次に、放射線取扱主任者制度についてお伺いいたします。

実は、これは何年か前に大きく報道されたのですが、高校生がある職場にアルバイトに参りまして、そして持たされたものが実はラジウムでしたか、これは大変なしろものを預けさせられたのです。ですが、そういう危険なものだということはちっとも言われなかつたということで、それを持ち歩いて大変な事態になつたということは皆さんも御知りのとおりだと思います。そこで、私は、この放射線取扱主任者制度については、その主任者がどんなものに対する教育だとか資格を厳重にするとか、いろんなことがあると思うのです。ところが、私はむしろそのことよりも、その主任者がどちらなりつけばな資格を持つておつても、その方がどんな事業所なり会社における組織あるいは機構の地位によって影響力がきわめて少ないと、うそいとで、たとえば工場長であるとか事業所の所長の命令によってそういう者が逆に軽視をされて十分な管理が行われないというふうなことになつてしまふことは大変だと思います。そういうことで、私はその取扱主任者に対する講習等、いろんな点での資格の内容を充実をすると同時に、そのことが十分任務を果たせるように、そこの最高の責任者なり直接の管理運営責任者に対する、認識を改めさせるそういう講習のようなものをむしろ義務づけることの方が重要ではないかというふうに思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

経営者の本質によりまして放射線管理の実が上がらないような場合もあり得ようかと考えますので、先生の御意見はいろいろ検討させていただきたいと思っておりますが、今回の法改正に当たりましては、そういう点もおもんばかりまして取扱主任者の意見を尊重しなくてはいけないという規定を入れさせていただいております。

それから事業者に対しましては、従業員に教育をしなければいけない、その教育をする基準を設けさせる根拠の改正もやらせていただいておるところでございまして、そういうようなものを通じまして事業所の経営者の啓発と相まちまして万全を期していきたい。特に今回は指定機関をつくらせていただきまして、講習等を行う指定機関というのをつくるわけございますが、たとえば、そういうようなところで経営者の講習会をやるというふうなことも十分考えられることではないかと思いますので、先生の御趣旨、十分検討させていただきたいと考えます。

○吉田正雄君 それでは、時間の都合であるいはこれが最後の質問になるかもわかりませんが、次に、従業員被曝登録制度についてお伺いいたします。

御承知のように、現在の法規制の中では、R I事業所従業員の被曝線量の測定、記録及び管理、保存についてはその事業所が責任を持ってやることになっておりますし、それからこの記録等については永久保存ということになつておるわけです。ところが、その事業所がつぶれてしまつた等、倒産等によつてなくなつてしまふと、その記録といふものが一体どこに行くのかこれは不明確なわけです。そこで、現状ではその管理状況がどうなつておるのかということがまず第一点です。

それから第二点としては、R I事業所の従業員による統一的な被曝線量の記録、管理については望ましいと思うんですけども、どのようにお考えになつているのかということ。

第三点として、中央登録センターで果たしてそのことをやり得る現在の機構、能力状況になっておるのかどうかという点。

○政府委員(牧村信之君) RI事業所におきます従業者の被曝線量の測定、記録、管理、また、その記録されたものの保存につきましては、法令によりまして永久保存をさせるようになつておるわけでございます。現在までのところ、そういうことできわめて残念なことでござりますけれども、事業所の二件だけが、確かに倒産しまして、その記録がないものがござります。ただ、事業所を廃止したものがこの十年間で約三十一事業所ございまますけれども、これは他の会社等に吸収合併ということで引き続き保有されています。それで、ただいま申し上げました二件についてのみ、そういうことができなかつたということござります。われわれとしては、そういうことが今後ないように、できるだけ国が引き取つてやるとか、何かの方法を考えいくべきだと思います。そういう観点から、ただいま御質問の被曝登録センターで、私どもとしては法律的にあそこを指定いたしましたし、永久保存の義務もあそこに行わせようかというふうに考えていろいろ作業を進めておるところでございます。

そこで、放射線を取り扱つております事業者は、先ほども御説明しましたが、非常に多岐にわたつて数がふえてきておりますので、電気事業所で働いております従業者を登録するような、非常に大どころがやっておるということとは違いまし、非常に数が多くて一事業所当たりはそれほど多くないということとでございまして、こういうものでこの登録センターに登録させる方法としてどういう方法がいいだろうかという議論を、実はいま役所も入りましていろいろ議論しておるところでございます。いまのわれわれの考え方では、この登録をしてそのデータを引き出す一件当たりの何らかの経費を、料金制度を設けることによってRIの事業所で働く方々の被曝データを登録

できないものだらうかということで鏡眼検討を進めておるところでござります。その検討をまちまちでござります。

○政府委員(牧村信之君) RI事業所におきます従業者の被曝線量の測定、記録、管理、また、その記録されたものの保存につきましては、法令によりまして永久保存をさせるようになつておるわけでござります。現在までのところ、そういうことできわめて残念なことでござりますけれども、事業所の二件だけが、確かに倒産しまして、その記録がないものがござります。ただ、事業所を廃止したものがこの十年間で約三十一事業所ございまますけれども、これは他の会社等に吸収合併といふことで引き続き保有されています。それで、ただいま申し上げました二件についてのみ、そういうことができなかつたということござります。われわれとしては、そういうことが今後ないように、できるだけ国が引き取つてやるとか、何かの方法を考えいくべきだと思います。そういう観点から、ただいま御質問の被曝登録センターで、私どもとしては法律的にあそこを指定いたしましたし、永久保存の義務もあそこに行わせようかというふうに考えていろいろ作業を進めておるところでございます。

そこで、放射線を取り扱つております事業者は、先ほども御説明しましたが、非常に多岐にわたつて数がふえてきておりますので、電気事業所で働いております従業者を登録するような、非常に大どころがやっておるということとは違いまし、非常に数が多くて一事業所当たりはそれほど多くないということとでございまして、こういうものでこの登録センターに登録させる方法としてどういう方法がいいだろうかという議論を、実はいま役所も入りましていろいろ議論しておるところでございます。いまのわれわれの考え方では、この登録をしてそのデータを引き出す一件当たりの何らかの経費を、料金制度を設けることによりの何らかの経費を、料金制度を設けることによってRIの事業所で働く方々の被曝データを登録

たします。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一

○委員長(塙出啓典君) 次に、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(案)

政府は、本法施行にあたり、次の諸点につい

て適切な措置を講すべきである。

一、低レベル放射性廃棄物の海洋処分については、その安全性に関し十分な調査及び実証の

もとを行い、安全の確保に万全を期すとともに、投棄にあたつては水産関係者の一層の

理解を得るよう努めること。

二、放射性廃棄物の海洋投棄に際しては、効果的な国際監視機構のもとで国際協調を図ること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(塙出啓典君) ただいま熊谷君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(塙出啓典君) ただいま熊谷君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(塙出啓典君) 全会一致と認めます。

全を期する所存でござります。

何ぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(塙出啓典君) 次に、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(塙出啓典君) 全会一致と認めます。よ

つて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○松前達郎君 この際、松前君から発言を求められておりますので、これを許します。松前君。

○松前達郎君 私は、ただいま可決されました放

射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主

党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共

産党、民社党及び新自由クラブ、以上六会派共同

提案による附帯決議案を提出いたします。

○委員長(塙出啓典君) ただいま熊谷君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(塙出啓典君) 全会一致と認めます。

以上であります。

本附帯決議案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(塙出啓典君) ただいま松前君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

以上であります。

本附帯決議案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(塙出啓典君) 全会一致と認めます。

以上であります。

本附帯決議案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(塙出啓典君) ただいま松前君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

以上であります。

以上であります。

つて、松前君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、長田科学技術庁長官から発言を求めておりますので、この際、これを許します。長田科学技術庁長官。

○國務大臣(長田裕二君)　ただいま、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、慎重御審議の上御可決をいただきまして、まことにありがとうございました。

私といたしましては、ただいま御議決になられました附帯決議の御趣旨を十分尊重し、放射線障害の防止に万全を期する所存でございます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(塙出啓典君)　なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(塙出啓典君)　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時七分散会

昭和五十五年五月八日印刷

昭和五十五年五月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

〇